

第8次 足立区男女共同参画行動計画

～ジェンダー平等社会の実現を目指して～

- ・ 第2次足立区女性活躍推進計画
- ・ 第3次足立区配偶者暴力対策基本計画
- ・ 足立区困難な問題を抱える女性への支援法関連計画

令和5年4月

地域のちから推進部 多様性社会推進課



はじめに

足立区は、昭和58年に全国に先駆けて「婦人問題解決のための足立区行動計画」を策定し、約40年にわたり、男女共同参画社会の実現に取り組んでまいりました。

令和3年度には「育児・介護休業法」が一部改正され、性別に関わらず、仕事と育児の両立ができるよう、雇用環境の整備や労働者に対する個別の周知等を企業に義務付けることになりました。

背景として、未だ育児休業取得率に性別による差が存在し、第1子出産後に約5割の女性が退職しているという現状があるためです。

令和3年度に区が実施した「男女共同参画に関する区民意識調査」では「女性の好ましい働き方は？」との質問に対して、男女とも9割弱の方が「結婚し子どもを持つが、仕事を続ける」「結婚・出産後退職し、再び仕事を持つ」という肯定的な意見を持っていることが分かりました。

しかし、女性が働くことを好ましいとする男性の理由は、「夫婦で働く方が経済的に安定するから」が最も多く53.2%。一方、女性は「仕事を通じて社会や様々な人とのつながりを持てるから」が65.3%と最多を占め、「女性が働くこと」に関する男女の意識の違いが明らかになっています。

この10年間で、多様な性やSDGsの目標の1つである「ジェンダー平等」などに対する世界的な動きが活発になってきた中、日本は男女共同参画の分野で世界に遅れをとっていると言わざるを得ません。特に経済分野では、女性の7割が労働参加しているにも関わらず管理職は2割に満たないことや、女性の平均所得が男性より約4割も低いこと等が「世界ジェンダー・ギャップ報告書2021」で指摘されています。


このような現状や新型コロナウイルス感染拡大等の社会状況を踏まえ「第8次男女共同参画行動計画」を策定し、女性活躍推進や多様性の尊重、DV被害者支援の充実を図ります。

加えて本計画では「性別に関する固定的役割分担意識」や「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見・思い込み）」をジェンダー平等実現の阻害要因の一つと捉え、人々の意識変容の必要性と、ジェンダー平等を推進していくための体制整備・強化策を盛り込みました。

本計画の策定にあたり、足立区男女共同参画推進委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました区民の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和5年4月

足立区長 近藤 やよい





目次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 取り組みのポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 3 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 4 足立区における男女共同参画の推進体制・・・・7
- 5 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 6 計画の評価・進行管理・・・・・・・・・・・・・・8


第2章 計画の体系と指標

- 1 計画の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 2 第8次男女共同参画行動計画の指標一覧・・・・13

第3章 計画の内容

- 柱立てⅠ あらゆる人の人権と性の多様性の尊重・・・・18
- 柱立てⅡ 様々な分野における女性の参画拡大と活躍推進・・・・24
- 柱立てⅢ 安全・安心な暮らしの実現(DV・虐待の予防と被害者支援)・・・・36
- 柱立てⅣ 男女共同参画の視点における困難を抱える女性等への支援・・・・44
- 柱立てⅤ 男女共同参画に関する推進体制の整備・強化・・・・50

第4章 資料編

- 1 足立区男女共同参画社会推進条例・・・・・・・・・・54
 - 2 男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・60
 - 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・・66
 - 4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・・・・80
 - 5 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律・・・・93
 - 6 足立区男女共同参画計画推進の経緯・・・・・・・・102
 - 7 参考～足立区の取り組みと東京都・国・世界の動き～・・・・104
 - (1)足立区の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・104
 - (2)東京都の動き・・・・・・・・・・・・・・・・105
 - (3)国の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・105
 - (4)世界の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・107
 - 8 足立区男女共同参画推進委員会・・・・・・・・・・108
- 



第1章 計画の基本的な考え方



1 計画の目的

(1) 足立区が目指す「男女共同参画社会とは」

足立区は、性別等を理由にあらゆる差別を行ってはならないという人権尊重の考えの下、家庭生活や職場、教育、地域、社会活動、政策決定の場など、社会の様々な場において、すべての区民が性別に関わらず、対等な立場であらゆる活動に参画し、個性とその能力を十分に発揮できるまちを目指していきます。

「第7次男女共同参画行動計画」で掲げた目指すべき姿を「第8次男女共同参画行動計画（以下「本計画」という。）」に継承します。

すべての区民が性別にかかわらず個人として尊重され、対等な立場であらゆる活動に参画し責任を分かち合いながら、個性とその能力を十分に発揮できる社会

(2) 計画の目的

本計画は、男女共同参画社会の実現やジェンダーに関する様々な問題を人権課題と捉え、施策の強化・推進を図っていくための指針となるものです。

足立区では、昭和58年に第1次計画として「婦人問題解決のための足立区行動計画」を策定し、平成15年には「足立区男女共同参画社会推進条例」を制定しました。第8次計画となる本計画からはSDGsの要素を反映するなど、社会情勢に応じた改定を重ねながら、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。

(3) 計画の背景

昨今、新型コロナウイルス感染症が、特に女性の就業や生活へ影響を与えています。非正規雇用やひとり親世帯の女性が抱える課題がより深刻化かつ顕在化するとともに、令和2年度には、全国の配偶者暴力相談センターと内閣府の相談窓口を合計したDV相談件数が前年度比約1.6倍になったことも特徴です。

足立区でも、令和2年度から令和3年度にかけて、女性相談の件数が約1.2倍に増加しました。一方で、令和3年度に区が実施した「足立区男女共同参画に関する区民意識調査（以下「意識調査」という。）」では、区や警察の相談窓口を知っていても相談につながっていないという現状が課題として見えてきました。

また、意識調査の結果から「男女の地位の平等感」については、未だに全ての世代で男女の意識差が見られます。その要因の一つでもある「固定的な性別役割分担意識」等の「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見・思い込み）」を無くしていくためには、性別に関わらず社会全体の意識改革が必要です。

2 取り組みのポイント

(1) 基本的な考え方

足立区男女共同参画社会推進条例第3条に規定する【基本理念】

男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づき、行われなければならない。

- 1 男女の人権を尊重し、直接的であるか間接的であるかを問わずあらゆる差別的取扱いを禁止し、配偶者等への暴力、児童虐待その他あらゆる暴力を禁止すること。
- 2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育及び学習を行うこと。
- 3 男女が、社会の対等な構成員として、区の政策又は民間の団体における方針の立案及び決定の過程に共同参画すること。
- 4 性別による固定的な役割分担に基づく社会制度及び慣行を解消するように努め、男女が、その個性と能力を十分に発揮し、社会における活動を選択できるようにすること。
- 5 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活及び職場生活、地域活動その他の社会生活の両立ができるように、対等な立場で参画し、責任を分かち合うこと。
- 6 男女が、対等な関係の下に、互いの生涯にわたる健康と女性の妊娠、出産等に関する権利を尊重すること。

上記の基本理念を踏まえ、以下の考えで取り組みを進めます。

- 1 性別にかかわらず自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力あるあだち
- 2 すべての人の人権が尊重され、誰もが尊厳を持って生きることのできるあだち
- 3 性別にかかわらず充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができるあだち
- 4 あらゆる分野にジェンダー平等・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な社会の実現に向けて取り組むあだち

(2) SDGsの達成と本計画との関係

ア SDGsの概要

持続可能な開発目標（SDGs）は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。普遍性、包摂性、参画型、統合性、透明性の5つを特徴としています。

イ 「SDGs未来都市」「自治体SDGsモデル事業」に選定

内閣府は、地方自治体のSDGs達成に向け、優れた取組を提案した都市を「SDGs未来都市」として、平成30年度から毎年30都市程度選定しています。そのうち10都市が、特に先導的な取組を行う「自治体SDGsモデル事業」として選定されます。

足立区は、令和4年5月20日に「SDGs未来都市」と「自治体SDGsモデル事業」にダブル選定されました。



ウ SDGsと本計画の関係

本計画の上位計画である「足立区基本計画」は、「SDGs」の理念を踏まえ、施策の展開を行っています。本計画において目指す姿として掲げている「すべての区民が性別に関わりなく個人として尊重され、対等な立場であらゆる活動に参画し責任を分かち合いながら、個性とその能力を十分に発揮できる社会の実現」に取り組むことは、SDGsの「GOAL5 ジェンダー平等を実現しよう」の目標達成につながるだけでなく、SDGsの他の目標にも寄与するものです。

そのため、本計画を推進することは、SDGsの達成につながっていくという意識を持ち、着実に歩みを進めていきます。



エ SDGsにおける男女平等



目標(ゴール):5

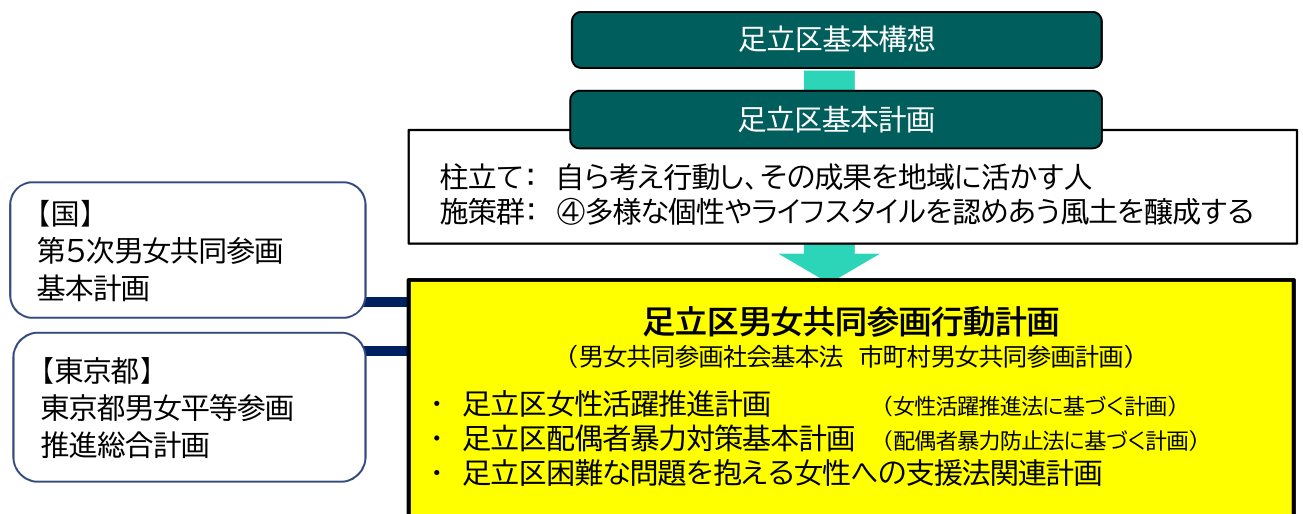
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

9つのターゲットには、差別の撤廃や暴力の排除、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスの確保、実現技術の活用の強化などが示されています。

ターゲット	ターゲットの内容
5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

3 計画の位置付け

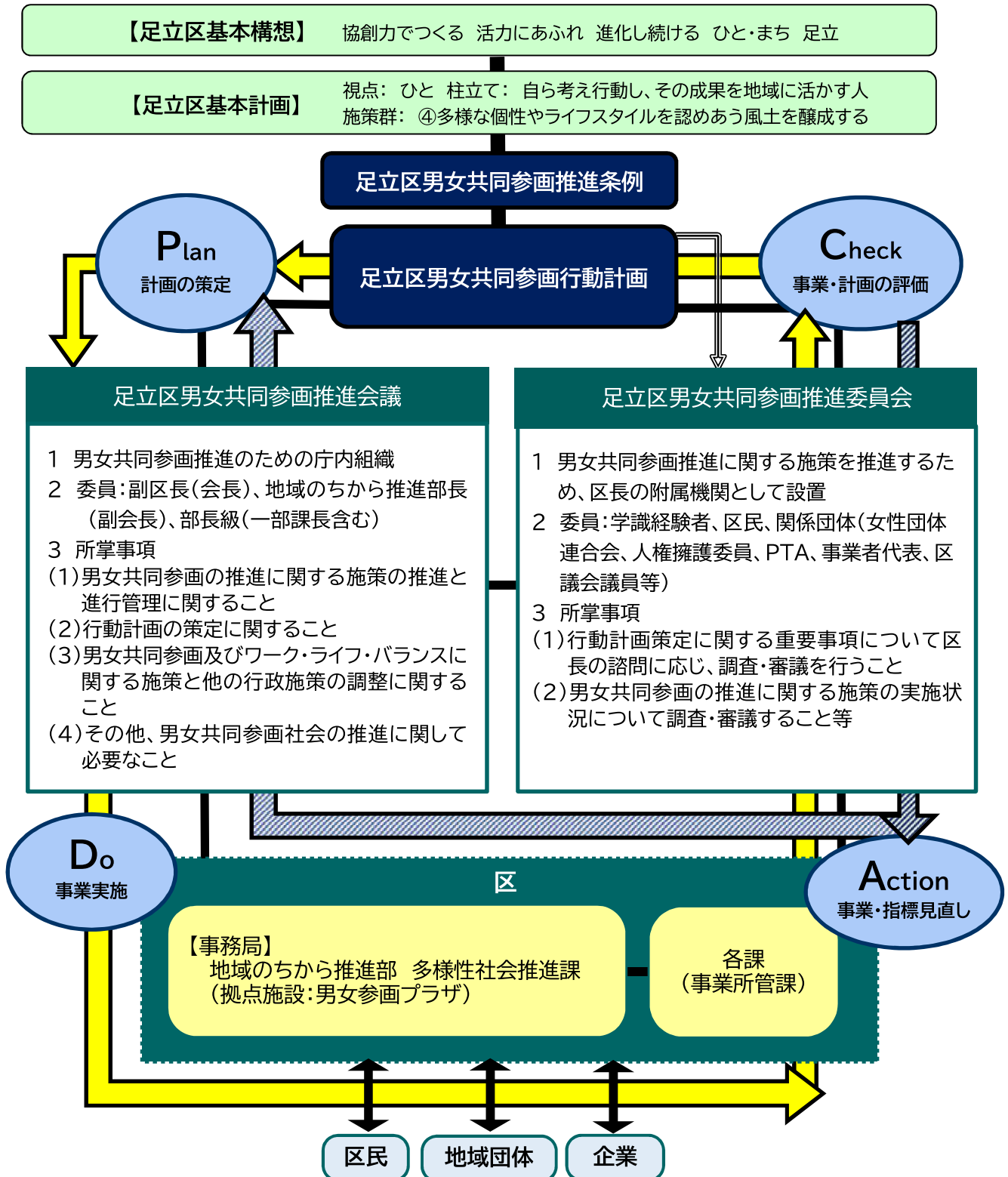
- (1) 本計画は、「足立区基本計画」を上位計画とします。
- (2) 本計画は、昭和58年度に策定し、改定してきた「足立区男女共同参画行動計画」を継承しています。
- (3) 本計画は「男女共同参画社会基本法（平成11年公布）」第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画であり、区が目指す姿を明示し、男女共同参画社会の実現を目指すための指針となるものです。
- (4) 本計画は平成15年に施行された条例第10条に規定する男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (5) 本計画の「Ⅱ 様々な分野における女性の参画拡大と活躍推進」の部分は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年公布）第6条第2項に規定する市町村策定の「第2次女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」としての位置付けです。
- (6) 本計画の「Ⅲ DV・虐待の予防と被害者支援」の部分は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年公布）」第2条の3第3項に規定する市町村策定の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」としての位置付けです。
- (7) 本計画の「Ⅳ 男女共同参画の視点における困難を抱える女性等への支援」の部分は「困難な問題を抱える女性への支援法（令和6年4月施行）」に関連するものです。
- (8) 本計画は、令和2年12月に閣議決定された、国の「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」や、令和4年に改定された「東京都男女平等参画推進総合計画」の内容を勘案して策定します。
- (9) 本計画は、足立区男女共同参画推進委員会からの提言を尊重するとともに、区民からの意見や要望を反映して改定を行っています。



4 足立区における男女共同参画の推進体制

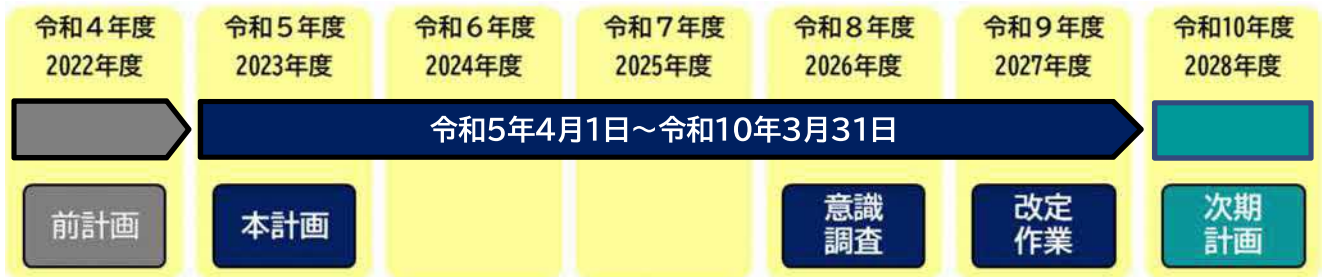
本計画を着実に推進していくためには、横断的・総合的な施策を全庁的に進めていくことが不可欠です。

また、区民、地域団体、企業などとも連携し、区全体で男女共同参画社会実現の取り組みを進めていく必要があります。



5 計画の期間

本計画は、令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間を計画期間とし、毎年度進捗確認を行ったうえ、令和9年度に改定作業を行います。



6 計画の評価・進行管理

(1) 長期的な指標による進行管理と評価

計画全体の成果指標と、5つの柱に関連する成果指標を設定します。

この指標は、短期間で成果が見えるものばかりではありませんが、3～5年毎の数値の推移を確認していくことで、客観的かつ中長期的な視点で、計画の進行管理と次期計画に向けた課題把握・評価を行います。

(2) 短期的な指標による実態把握

成果指標が数年おきの長期的な指標となるため、毎年度の計画に関する進捗状況の確認や実態把握については、短期的な成果指標を使用します。

なお、各施策に関連する主な事業については、庁内で実施している重点プロジェクトや事務事業評価等の結果を活用して事業の活動結果の確認を行います。

(3) 進行管理と評価結果の反映

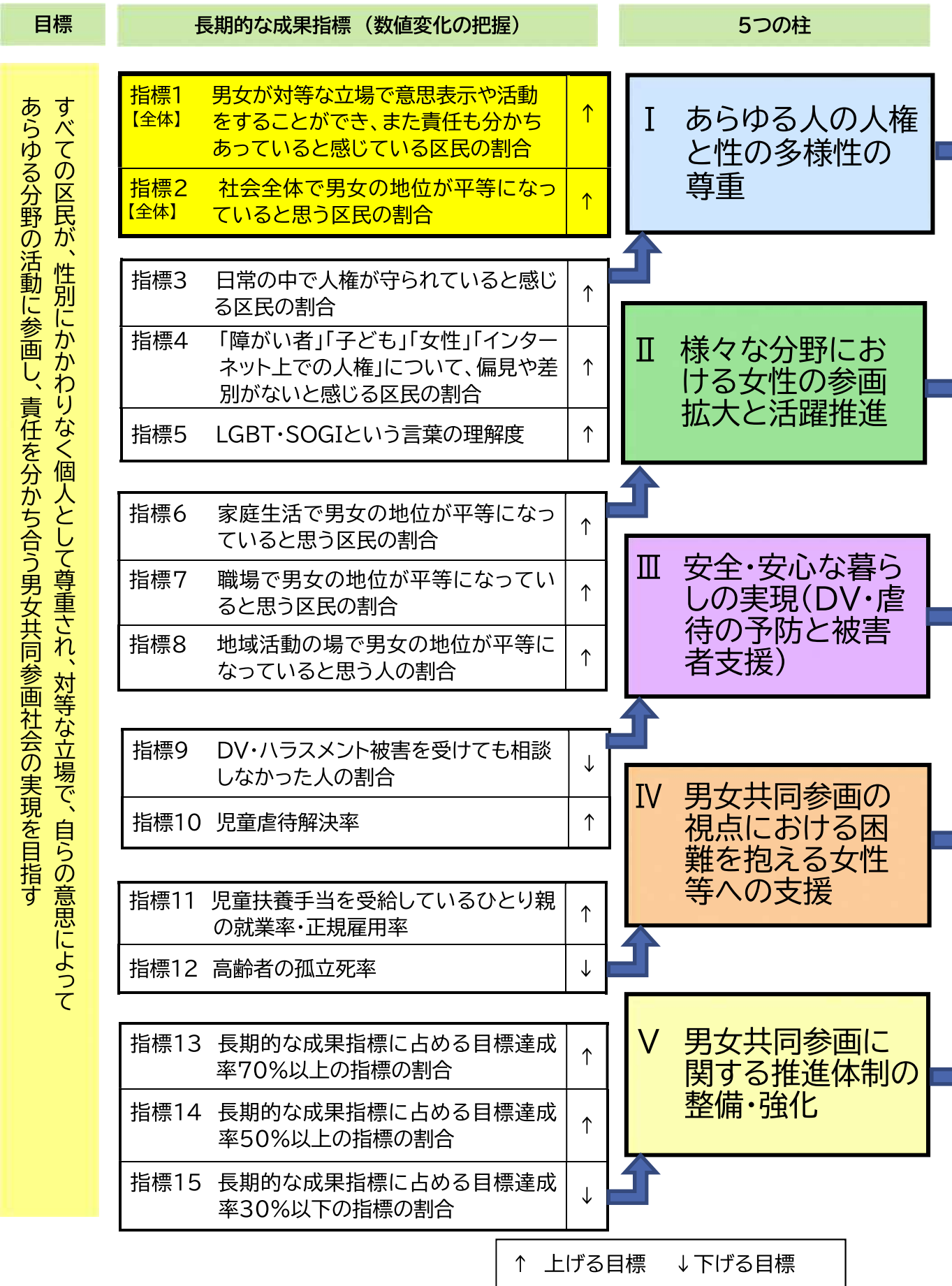
「男女共同参画推進委員会」において、施策に関する事業状況や指標の推移等を踏まえ、施策や計画への課題について、提言を行います。



第2章 計画の体系と指標



1 計画の体系図



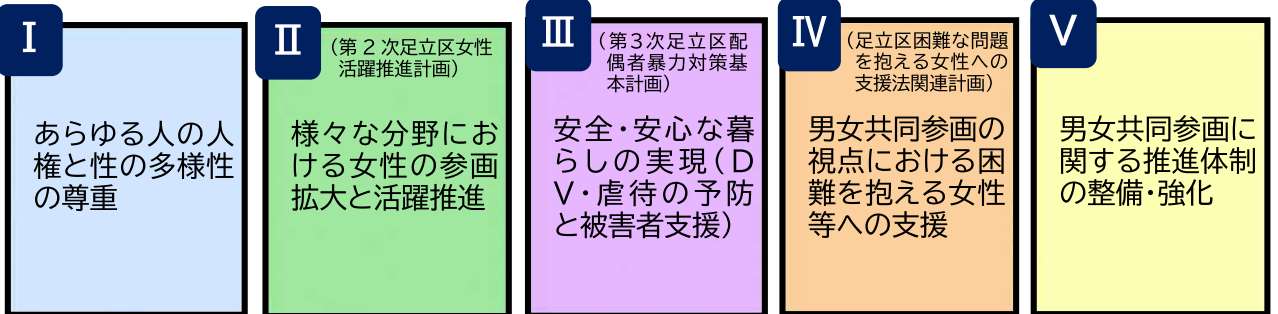
施策	主な取り組み	各施策の主な成果指標(短期)
1 多様性を尊重する地域社会の実現	○区職員・教職員向け研修 ○安心して暮らすための体制づくり	○区のパートナーシップ・ファミリーシップ制度の認知度 ○「自らを含めた地域の人々が日常生活の中で高齢者・障がい者等の多様な人々に配慮している」と思う区民の割合
2 幼少期からの他者理解の啓発の充実	○児童・生徒への人権啓発 ○小・中学校教員向け人権啓発普及事業	○「全国学力・学習状況調査」で「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う」に肯定的な回答をした小・中学生の割合
3 地域・民間団体、企業等への啓発の推進	○LGBT出前講座、啓発活動 ○人権に関する啓発活動	○LGBTという言葉の認知度
4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	○審議会等における女性委員の登用促進 ○区役所内における女性の活躍推進	○委員の男女比が40～60%の各種審議会・委員会等の割合 ○区管理職に占める女性の割合 ○区係長・課長補佐に占める女性の割合
5 雇用面における男女共同参画の推進	○誰もが働きやすい環境づくり(企業・職場)ハラスメント防止の啓発 ○誰もが働きやすい環境づくり(施設)保育所・学童保育室等の運営・整備 ○育児・介護サービスの充実 ○雇用機会につなげる支援	○従業員の研修費用助成、就業規則作成助成を活用した企業数 ○女性活躍推進法に基づく計画策定や賃金格差の公表をしている区内中小企業(従業員規模101人以上)の割合 ○区男性職員の育児休業取得率
6 地域における男女共同参画の推進	○家庭における男女共同参画の推進 ○地域の各団体における男女共同参画の推進	○町会長に占める女性の割合 ○PTA(小・中)連合会に占める女性の割合
7 女性や子どもに対するあらゆる暴力の根絶	○相談体制の周知、連携体制の強化 ○暴力防止のための周知・啓発	○身体的暴力以外のDV(精神的・経済的・社会的・性的)の言葉の認知度
8 男女共同参画の視点に立った防災、減災等の取り組み	○多様な視点を入れた地域防災計画の策定 ○防災女性リーダーの育成・登用への支援	○避難所運営に女性をはじめとする多様な視点が生かされていると感じる避難所運営組織の割合 ○女性の防災士がいない避難所運営組織の割合(減減目標) ○区の助成で資格を取得した女性の防災士数
9 生涯を通じた健康支援	○セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康を守る権利)の啓発 ○生涯を通じた健康増進	○「安心して受診できる医療機関が身近にある」と感じている区民の割合
10 就業・生活の安定・自立を目指した取り組み	○ひとり親家庭向け就労支援事業 ○生活困窮者の経済支援相談	○生活困窮者における就労等決定者数(女性の就労決定・進路決定者の数) ○就労支援事業を活用して就労した人数(ひとり親向け)
11 困難を抱える世帯等が安心して生活できる環境づくり	○居場所を兼ねた学習支援 ○ひとり親家庭総合支援事業 ○各種給付金の支援	○学習支援に通う生徒のアンケートで「大人になったときの夢や目標がある」と回答した割合 ○くらしとしごとの相談センターの子ども関連相談に係る行政機関等へつないだ件数(延べ)
12 男女共同参画の視点における複合的な困難を抱える方への支援	○LGBT 相談事業 ○こころといのちの相談支援事業	○就労等による他者とのつながりがなく孤立のおそれがある世帯のうち、区からの働きかけが困りごとの解消につながった人の割合 ○家族・友人・知人以外に何かあった時に相談できる相手がいる高齢者の割合
13 推進体制の整備・強化	○男女共同参画推進委員会の運営 ○男女共同参画推進会議の運営	○短期的な成果指標に占める目標達成率70%以上、50%以上の指標の割合 ○短期的な成果指標に占める目標達成率30%以下の指標の割合
14 職員や区民の意識改革・理解促進	○男女共同参画に関する意識啓発 ○地域団体との連携	○男女共同参画に関するイベントや講座の関心度
15 各種調査の活用、施策等への反映	○国・都の調査データの活用と周知 ○計画の進行管理	○各講座、イベント参加者のうち、国・都の事業や調査結果で課題となっているキーワード(アンコンシャス・バイアス等)を知っている人の割合

足立区男女共同参画行動計画

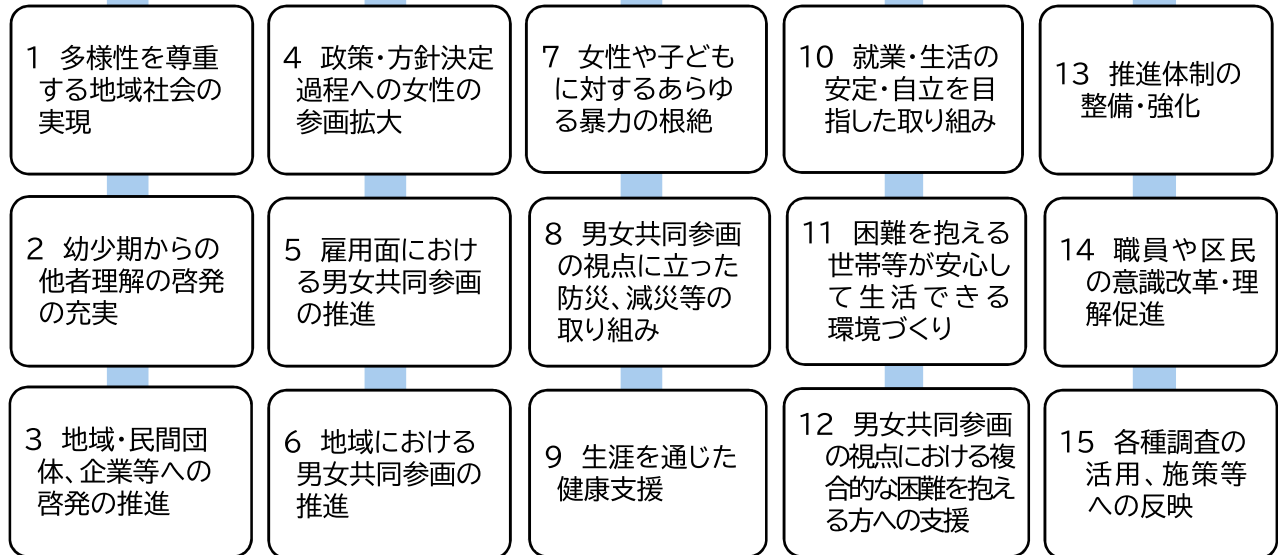
目標

すべての区民が、性別にかかわらず個人として尊重され、対等な立場で、自らの意思によってあらゆる分野の活動に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指す

5つの柱



施策



2 第8次男女共同参画行動計画の指標一覧

本計画の全体的な進捗状況を測るための「長期的な成果指標」と、毎年各施策の取組状況を測るための「短期的な成果指標」を定めています。

これを目安の一つとして、毎年の「男女共同参画推進委員会」にて計画の進捗状況、各施策に関連する取組状況を確認していくほか、次期計画の見直しに活用していきます。

長期的な成果指標については、現状把握用の数値として使用します。短期的な成果指標も同様ですが、一部の目標については計画期間の最終年度である令和9年度を設定しています。

(1) 計画全体の成果指標

3～5年周期で数値変化の把握を行う指標のうち、計画全体に関するもの

No.	指標名	現状
1	男女が対等な立場で意思表示や活動をすることができ、また責任も分かちあっていると感じている区民の割合	33.9% (R3)
2	社会全体で男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	17.3% (R3)

(2) 長期的な成果指標

3～5年周期で数値変化の把握を行う指標のうち、施策に関連するもの

No.	指標名	現状
3	日常の中で人権が守られていると感じる区民の割合	55.9% (H30)
4	「障がい者」「子ども」「女性」「インターネット上での人権」について、偏見や差別がないと感じる区民の割合	28.5% (R4)
5	LGBT・SOGIという言葉の理解度	LGBT 47.0% SOGI 9.2% (R3)
6	家庭生活上で男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	32.9% (R3)
7	職場で男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	26.4% (R3)
8	地域活動の場で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	42.7% (R3)
9	DV・ハラスメント被害を受けても相談しなかった人の割合	48.8% (R3)
10	児童虐待解決率	65.0% (R3)
11	児童扶養手当を受給しているひとり親の就業率・正規雇用率	83.2%/39.2% (R4)
12	高齢者の孤立死率	0.18% (R3)
13	長期的な成果指標に占める目標達成率70%・50%以上の指標の割合	新規
14		
15	長期的な成果指標に占める目標達成率30%以下の指標の割合	新規

(3) 短期的な成果指標

毎年度の数値を確認し、関連する取り組みの実績等と合わせて確認を行います。

短期的な成果指標			指標名	現状	(参考) R9 目標値
柱	施策	No.			
I	1	1	区のパートナーシップ・ファミリーシップ制度の認知度	72.0% (R3)	80.0%
		2	「自らを含めた地域の人々が日常生活の中で高齢者・障がい者等の多様な人々に配慮している」と思う区民の割合	36.8% (R3)	50.0%
	2	1	「全国学力・学習状況調査」で「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う」に肯定的な回答をした小・中学生の割合	小学生：96.4% 中学生：95.9% (R4)	98.0%
		3	1	LGBTという言葉の認知度	70.7% (R3)
II	4	1	委員の男女比が40～60%の各種審議会・委員会等の割合	42.6% (R4)	70.0%
		2	区管理職に占める女性の割合	12.2% (R4)	30.0%
		3	区係長・課長補佐に占める女性の割合	32.3% (R4)	40.0%
	5	1	従業員の研修費用助成、就業規則作成助成を活用した企業数	131社 (R4)	200社
		2	女性活躍推進法に基づく計画策定や賃金格差の公表をしている区内中小企業（従業員規模101人以上）の割合	新規	50.0%
		3	区男性職員の育児休業取得率	34.8% (R4)	50.0%
	6	1	町会長に占める女性の割合	13.9% (R4)	-
		2	P T A（小・中）連合会に占める女性の割合	16.5% (R4)	-
III	7	1	身体的暴力以外のDV（精神的・経済的・社会的・性的）の言葉の認知度	83.8% (R3)	100%
		1	避難所運営に女性をはじめとする多様な視点が活かされていると感じる避難所運営組織の割合	47.1% (R3)	60%
	8	2	女性の防災士がいない避難所運営組織の割合	69.0% (R4)	55.0%
		3	区の助成で資格を取得した女性の防災士数	47人 (R4)	62人
	9	1	「安心して受診できる医療機関が身近にある」と感じている区民の割合	66.0% (R3)	-

短期的な成果指標			指標名	現状	(参考) R9 目標値	
柱	施策	No.				
IV	10	1	生活困窮者における就労等決定者数（女性の就労決定・進路決定者の数）	45人 (R4)	60人	
		2	ひとり親家庭向け就労支援事業を活用して就労した人数	9人 (R4)	15人	
	11	1	学習支援に通う生徒のアンケートで「大人になったときの夢や目標がある」と回答した割合	74.1% (R3)	79.0%	
		2	くらしとしごとの相談センターの子ども関連相談に係る行政機関等へつないだ件数（延べ）	102件 (R3)	130件	
	12	1	就労等による他者とのつながりがなく孤立のおそれがある世帯のうち、区からの働きかけが困りごとの解消につながった人の割合	37.0% (R3)	50.0%	
		2	家族・友人・知人以外に何かあった時に相談できる相手がいる高齢者の割合	43.8% (R4)	60.0%	
	V	13	1	短期的な成果指標に占める目標達成率70%以上の指標の割合	新規	-
			2	短期的な成果指標に占める目標達成率50%以上の指標の割合	新規	-
3			短期的な成果指標に占める目標達成率30%以下の指標の割合	新規	-	
14		1	男女共同参画に関するイベントや講座の関心度	87.2% (R3)	100%	
15		1	各講座、イベント参加者のうち、国・都の事業や調査結果で課題となっているキーワード（アンコンシャス・バイアス等）を知っている人の割合	新規	-	

コラム① 男女共同参画社会とは？

男女共同参画社会とは「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことで（男女共同参画社会基本法第2条より）。

本計画においても「すべての区民が、性別にかかわらず個人として尊重され、対等な立場で、自らの意思によってあらゆる分野の活動に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会を目指す」ことを目標に掲げています。

コラム② ジェンダーとは？

ジェンダー（gender）とは、生物学的な性差（sex）に基づく男女の性別ではなく、社会的・文化的につくられた性差です。

人々の意識の中につくられた「女性像」「男性像」などの性別による考え方、概念のことをいいます。

例）「男だから〇〇」「女だから〇〇」

例）「男の子だから電車が好き」「女の子だからお人形が好き」 など

コラム③ ジェンダー平等とは？

「ジェンダー平等」とは、一人ひとりが、性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味しています。

男性と女性は、身体の構造は違っても平等です。

しかし、社会では男性に向いている役割や責任、女性に向いている役割や責任等が、個人の希望や能力ではなく「性別」によって決められ、生き方や働き方の選択肢や機会が狭まってしまう場合があります。

世界では、法律や制度の変更が、教育やメディアを通じた意識啓発を通じて、社会的につくられた「ジェンダー」を問い直し、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を発揮できる社会をつくるための取り組みが行われています。



第3章 計画の内容



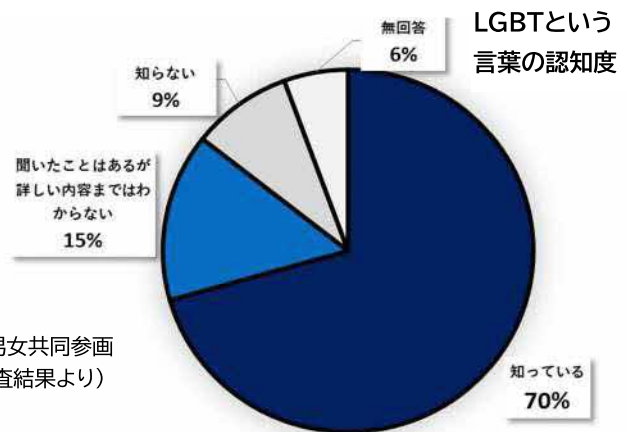
柱立てⅠ あらゆる人の人権と性の多様性の尊重

現状

(1) 多様性を尊重する社会に向けた素地の醸成

「LGBT」という言葉の認知度は「聞いたことがある」まで加えると85%（図表1）であり、啓発を推進していくための素地が一定程度醸成されてきたことがうかがえます。

（図表1）



（令和3年度 足立区男女共同参画に関する区民意識調査結果より）

(2) パートナーシップ・ファミリーシップ制度の開始

足立区では、足立区男女共同参画社会推進条例の理念に基づき、令和3年4月から「区民一人ひとりの個性や多様な生き方を尊重し、多様な性を認め合うことのできる社会を醸成する」ための施策の一つとして「パートナーシップ・ファミリーシップ制度（ファミリーシップ制度は全国で3番目）」をスタートしました。

令和5年3月末現在の宣誓件数は延べ38組（うち、ファミリーシップ宣誓は2組）です。

コラム④ LGBTとは？

L：レズビアン（女性として女性が好きな人）の頭文字

G：ゲイ（男性として男性が好きな人）の頭文字

B：バイセクシュアル（好きになる人が同性の場合も異性の場合もある人）の頭文字

T：トランスジェンダー（心の性と体の性の違和を感じる人）

（出生時の性別と自身のアイデンティティが一致していない人）の頭文字

「LGBT」はこれらの4つの頭文字をとった言葉で、性的マイノリティの方の総称としても使われています。ほかに、Q＝「クエスチョニング（自分のこころの性がわからない）等、様々な性的マイノリティの頭文字を入れて「LGBTQ」「LGBTQ+」と総称されることもあり、他にもたくさんのセクシュアリティ（性のあり方）があります。性のあり方はグラデーションで人それぞれ違います。

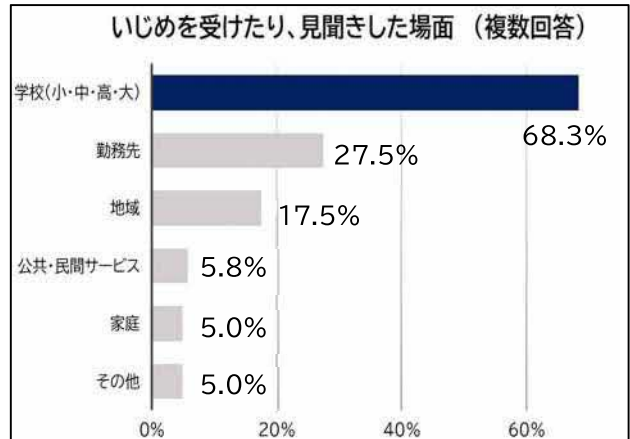
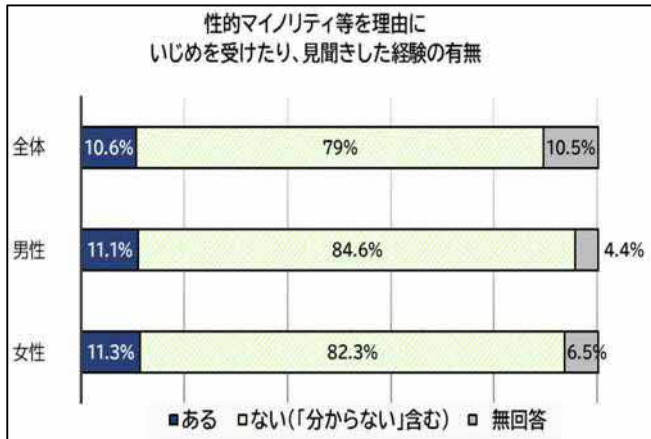
課題

(1) 学校を含む、幼少期からのジェンダーに関する啓発

性的マイノリティ等を理由にいじめを受けたり、見聞きした経験が「ある」と回答した区民（図表2）約1割のうち、68.3%は現場が学校であると回答しました（図表3）。

（図表2）

（図表3）



（令和3年度足立区男女共同参画に関する区民意識調査より）

コラム⑤ パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは？

「パートナーシップ制度」は地方自治体が性的マイノリティ当事者の方等からパートナーとしての宣誓を受領し、自治体独自の証明書発行などを行う制度です。

「ファミリーシップ制度」では子や親も含めて証明書発行等を行います。

法律婚とは異なり、相続等の法的な権利は認められていないのが現状です。

しかし、日頃から差別や偏見に苦しむ当事者にとっては「行政が認めてくれるということが心の支えになる」というご意見もあり、行政としてこの制度を広げていくことにも意味があると考えています。

コラム⑥ アウティングとは？

アウティング（outing）とは、日本語で「秘密の暴露」のことを言います。

人のSOGI（性自認、性的指向）に関する情報を本人の了解を得ずに、第三者等に言いふらしたりすることです。

アウティングをすることは、個人のプライバシー権、人格権の侵害となります。

方針

(1) 性の多様性に関する制度のブラッシュアップ

「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」は制度開始1年で、対象者の拡大や子の年齢制限の撤廃等の見直しをしました。「LGBT相談」と合わせ、今後も当事者に寄り添った制度となるよう、必要に応じて見直しをしていきます。

(2) 学校現場等での人権啓発

ジェンダーに関する様々な「アンコンシャス・バイアス」を要因として、性的マイノリティの子どもを含め、他の子どもでも「男らしくない」「女らしくない」といった、からかい・いじめが生じる場合があることに留意する必要があります。

性の多様性やジェンダーに関することを人権課題の一つとして、学校現場を含む幼少期から啓発を行い、誰もが互いを尊重しあい、安心して過ごせる環境を作っていくことが必要です。



コラム⑦ アンコンシャス・バイアスとは？

アンコンシャス・バイアス (unconscious bias) とは、日本語で「無意識の偏ったモノの見方(偏見)」のことです。他にも、「無意識の思い込み」「無意識の偏見」「無意識バイアス」等と表現されることもあります。

例) 「若者は〇〇だ、女性は〇〇だ、高齢者は〇〇だ」

例) 「女性は感情的になりやすい」 など

アンコンシャス・バイアスは性別に関するものだけではなく、年齢や障がいの有無、外国人に関するものなど、様々な場面で生じる可能性があります。

コラム⑧ マイクロアグレッションとは？

マイクロ (micro) アグレッション (aggression) とは、日本語で言うと「小さな他者に対する攻撃」のことです。無意識の偏見や思い込み (アンコンシャス・バイアス) が言葉や態度に現れ、否定的なメッセージとなって伝わり、意図せず誰かを傷付けてしまうことを言います。

多くは日常の中の些細な言動であり「自覚なき差別」とも言われています。

コラム⑨ メディア・リテラシーとは？

インターネットやテレビ等、様々なメディアの特性を理解し、使いこなすための3つの構成要素からなる、複合的な能力のことを言います。

- 1 メディアを主体的に読み解く能力
メディアからもたらされる様々な情報を主体的かつ批判的に受け止め、読みこなす能力
- 2 メディアにアクセスし、活用する能力
電子メールやウェブサイトなどで発信する情報をもたらす影響を予測する能力
- 3 メディアを通じコミュニケーションする能力
双方向コミュニケーションにおけるいろいろなトラブルを処理・回避する能力など

インターネット社会における悪意や犯罪、それを防ぐためのセキュリティの知識などが必要になっています。

施策1 多様性を尊重する地域社会の実現

短期的な 成果指標No.	指標名	現状値	R9 目標値
I-1-1	区のパートナーシップ・ファミリーシップ制度の認知度	72.0% (R3)	80.0%
I-1-2	「自らを含めた地域の人々が日常生活の中で高齢者・障がい者等の多様な人々に配慮している」と思う区民の割合	36.8% (R3)	50.0%

【I-1の主な取り組み】

取組名	I-1-1 区職員、教職員向けの人権研修		
目的	区職員が多様な性に関する基本的な知識を学ぶ		
概要	<ul style="list-style-type: none"> 区職員向け：基本的人権研修として全職員を対象に、4年ローテーションで平成30年度から実施しており、令和7年度までの実施を予定 教職員向け：初任者研修や中堅教諭研修、人権教育研修等で、人権教育プログラム（学校教育編）の活用や人権教育の推進を実施するほか、性的マイノリティを専門的に扱う研修をおおむね4年に1回実施 		
関連事業 【担当課】	①区職員向け研修（LGBT） 【総務課、人事課、多様性社会推進課】	②教職員向け研修（LGBT） 【教育指導課】	
	③小・中学校教員向け人権啓発普及事業 【教育指導課】		
取組名	I-1-2 安心して暮らすための体制づくり		
目的	区民等が安心して人権に関する制度を利用できるよう環境整備を行う		
概要	誰もが安心して暮らせるよう、専門の相談員による「LGBT相談」や、子や親も含めた家族としての「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を整備・運用するほか、人権に関する様々な相談を各窓口で受けています。		
関連事業 【担当課】	①LGBT相談窓口 【多様性社会推進課】	②パートナーシップ・ファミリーシップ制度 【多様性社会推進課】	
	③人権身の上相談 【区民の声相談課】	④外国人相談 【地域調整課】	

施策2 幼少期からの他者理解の啓発の充実

短期的な 成果指標No.	指標名	現状値	R9 目標値
I-2-1	「全国学力・学習状況調査」で「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う」に肯定的な回答をした小・中学生の割合	小学生： 96.4% 中学生： 95.9% (R4)	98.0%

【I-2の主な取り組み】

取組名	I-2-1 児童・生徒への人権啓発		
目的	児童・生徒が自分と異なる他者への理解等、人権について学ぶ		
概要	区が区立小・中学校に対し、学校におけるいじめの未然防止・早期発見に関する取り組み状況を把握し、指導・助言するほか、いじめアンケートの実施等を行い、未然防止に努めています。また、人権の大切さを認識し、豊かな人権感覚を身に付けることを目的とした授業やポスターコンクールを実施するほか、LGBT啓発講座を希望する学校に対して講師を派遣しています。		
関連事業 【担当課】	①いじめの未然防止・早期発見等に向けた取組 【教育指導課】	②人権ポスターコンクール事業 【総務課・教育指導課】	
	③小・中学校へのLGBT出前講座 【多様性社会推進課】		

施策3 地域・民間団体、企業等への啓発の推進

短期的な 成果指標No.	指標名	現状値	R9 目標値
I-3-1	LGBTという言葉の認知度	70.7% (R3)	80.0%

【I-3の主な取り組み】

取組名	I-3-1 区民や各団体、企業等に向けた啓発		
目的	企業における性の多様性に関する啓発		
概要	企業内での性の多様性に関する理解促進を図るため、企業のニーズに合わせたコンテンツを用意し、出前講座だけでなく、オンライン等も活用した啓発を行います。		
関連事業 【担当課】	①オンライン等を活用した啓発事業 【多様性社会推進課】	②地域団体へのLGBT出前講座 【多様性社会推進課】	
	③企業へのLGBT出前講座 【多様性社会推進課】	④啓発冊子、グッズの作成・配布 【多様性社会推進課】	
取組名	I-3-2 人権に関する啓発イベントの実施		
目的	幅広く区民に知ってもらう機会の創出		
概要	誰もが気軽に参加できるイベント等を通じて、より多くの区民に性の多様性や人権に関する意識啓発を行います。		
関連事業 【担当課】	①レインボー映画祭 【多様性社会推進課】	②人権講座の実施 【総務課】	
	③人権週間におけるパネル展 【総務課ほか】		

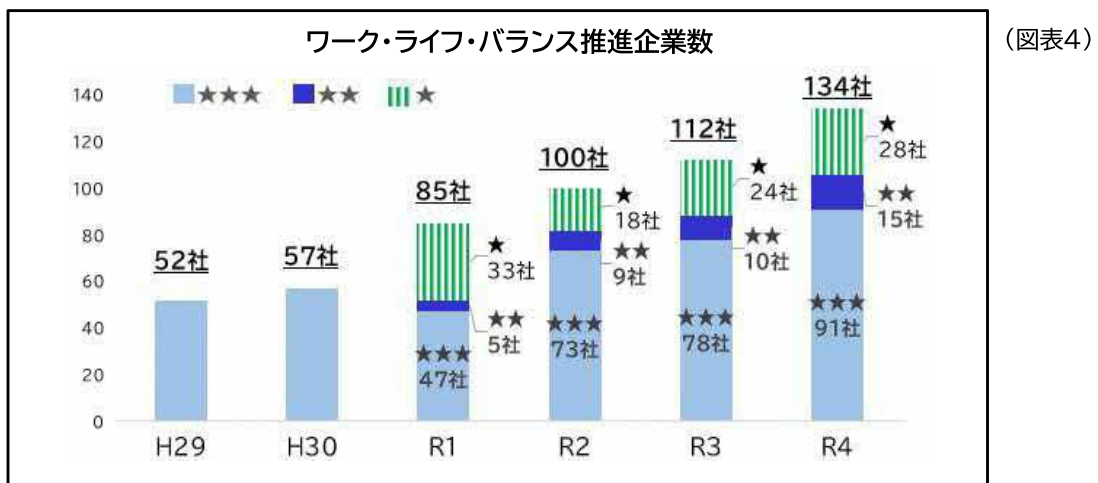
柱立てⅡ 様々な分野における女性の参画拡大と活躍推進

現状

(1) ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定数の増加

ワーク・ライフ・バランスの推進は、誰もが働きやすい環境づくりが女性の活躍推進にもつながるという趣旨で行っているものです。

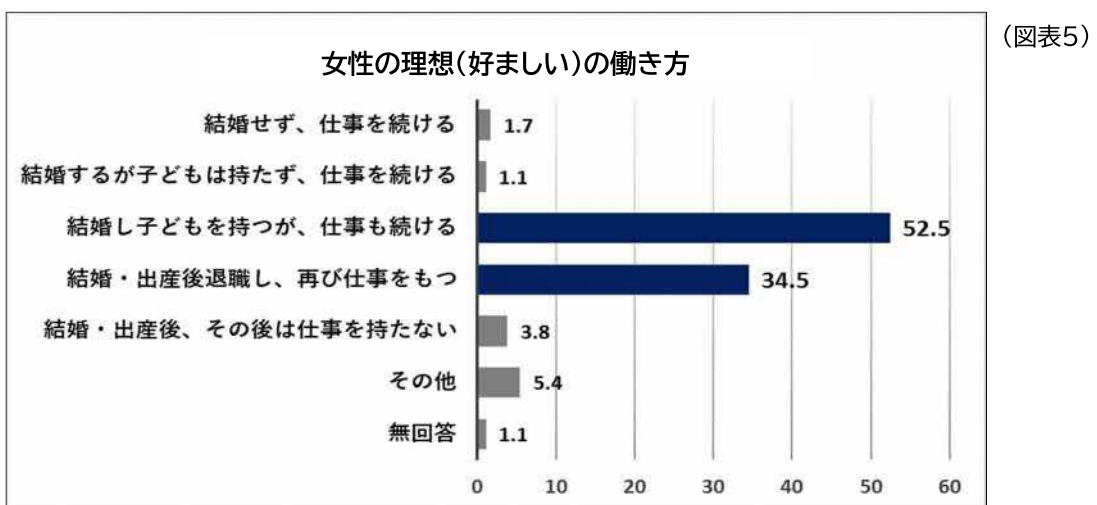
中小零細企業が多い足立区の実状を踏まえ、気軽に取り組めるよう令和元年度からは1分野からの申請や、内容に応じたレベル別（星1つ～3つ）認定制度に見直し、認定数が増加しました（図表4）。



(2) 男女共同参画に関する区民の意識

ア 女性の理想（好ましい）の働き方

「結婚し子どもを持つが、仕事もできる限り続ける」ことを理想（好ましい）と考えている人が5割強と最も多い結果となりました（図表5）。

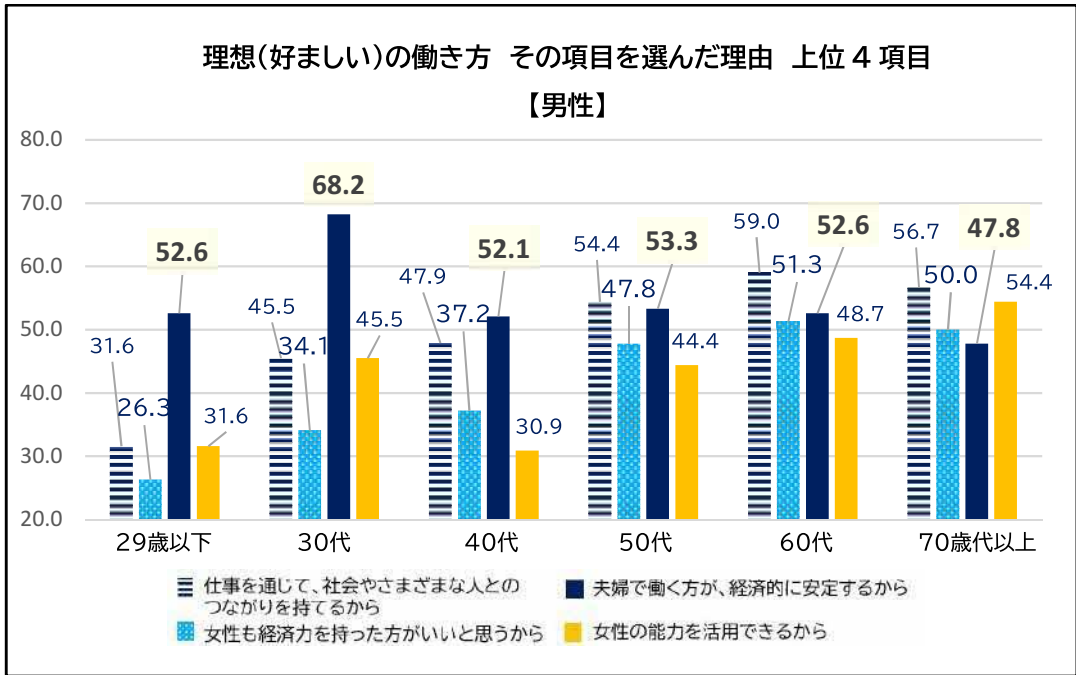


(令和3年度足立区男女共同参画に関する区民意識調査より)

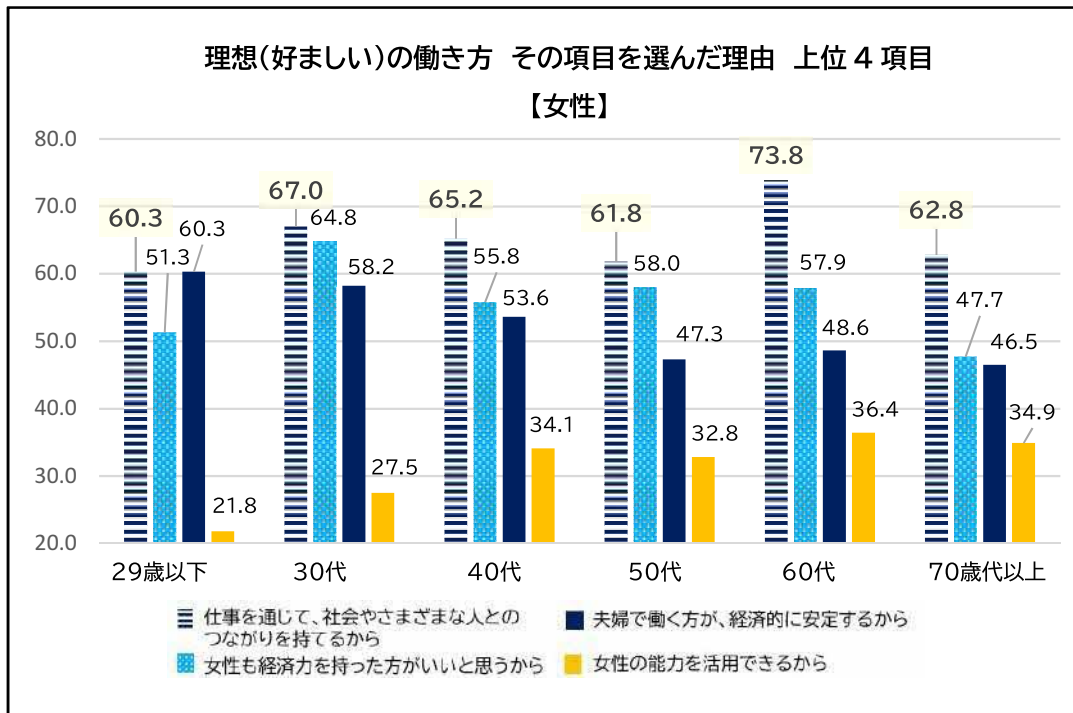
イ 「女性の理想（好ましい）の働き方」を選んだ理由

男性の回答で最も多いのは「夫婦で働く方が経済的に安定するから」で全体平均53.2%（図表6）でした。女性の回答で最も多いのは「仕事を通じて社会や様々な人とのつながりを持てるから」が最も多く、全体平均65.3%でした（図表7）。

「経済的側面で女性の理想的な働き方を考えている男性」と、「自己実現のために働きたいと考えている女性」の間に、意識の差が見られます。



(図表6)



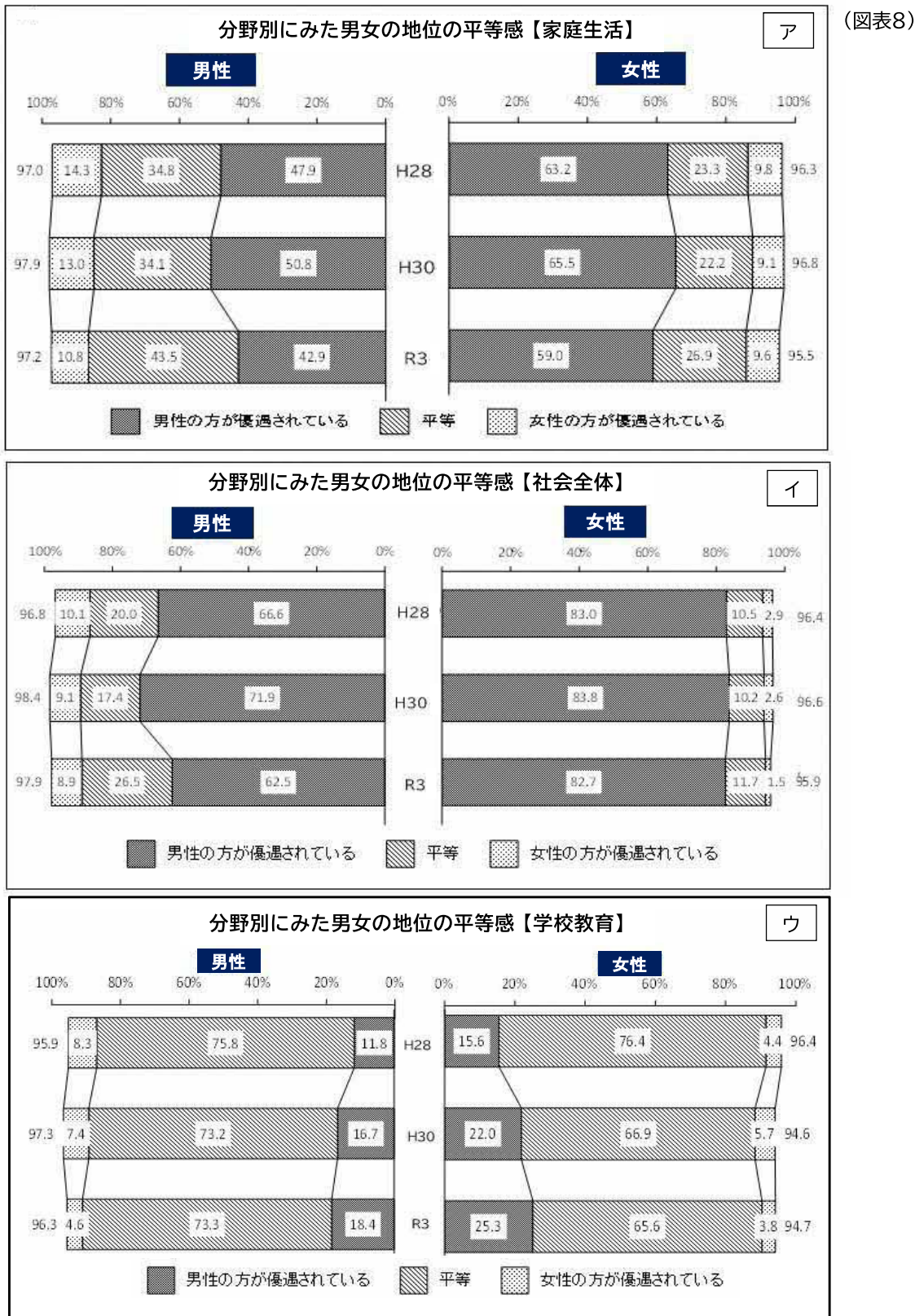
(図表7)

(令和3年度足立区男女共同参画に関する区民意識調査より)

ウ 男女の地位の平等感

「家庭生活」における男女の地位の平等感（図表8-ア）では、平等と回答したのは男性が43.5%、女性が26.9%です。「社会全体」における男女の地位の平等感（図表8-イ）では、平等と回答したのは男性が17.4%、女性が10.2%という結果でした。

一方、「学校教育」においては平等と回答した人が男女ともに6割（図表8-ウ）を超えています。



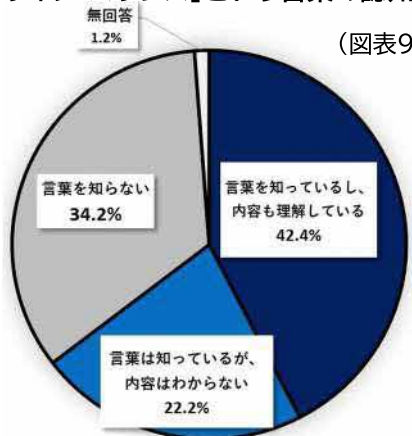
(令和3年度足立区男女共同参画に関する区民意識調査より)

課題

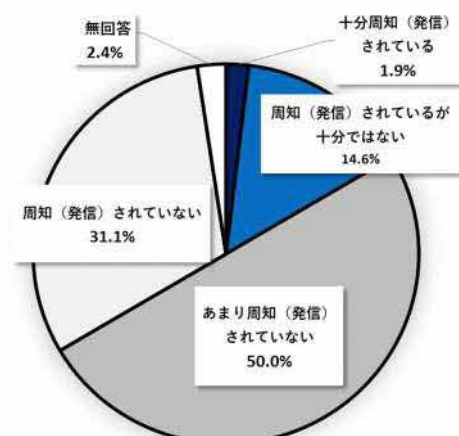
(1) ワーク・ライフ・バランスの取り組み

「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている区民の割合は64.6%（図表9）ですが、区の「ワーク・ライフ・バランス推進の取り組み」を知っている区民が2割に満たない（図表10）結果となりました。

「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度 (図表9)



「ワーク・ライフ・バランス」の取り組みの周知状況 (図表10)



（令和3年度足立区男女共同参画に関する区民意識調査より）

(2) 意識調査から見てきた性別による意識の差

ア 配偶者（またはパートナー）への不満点

各年代平均で「言わないと家事・育児をしてくれない」男性3.0%、女性25.0%や、「相手がやってくれるのが当たり前と思っている」男性6.4%、女性28.2%等、相手への不満は男女間での意識差が見られます（図表11）。

(図表11)

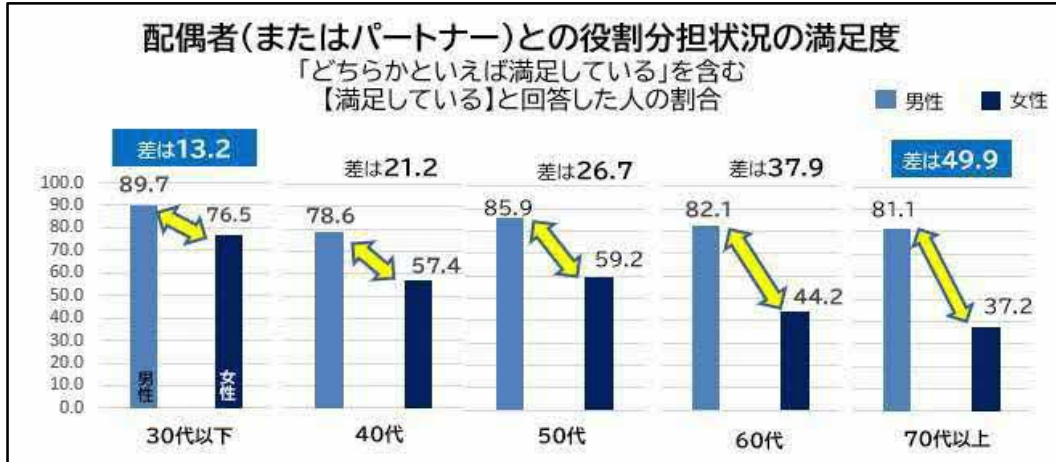
男性 30代以下 上位5項目	
思いどおりでないとすぐ怒る	20.7
ずっとスマホを見ている	17.2
家事・育児が雑である	10.3
言わないと、家事・育児をしてくれない	6.9
日頃、感謝してくれない	0.0
男性 40～50代 上位5項目	
思いどおりでないとすぐ怒る	14.2
日頃、感謝してくれない	8.2
家事・育児が雑である	7.5
相手がやってくれるのが当たり前だと思っている	6.7
ずっとスマホを見ている	6.0
男性 60代以上 上位5項目	
思いどおりでないとすぐ怒る	11.8
相手がやってくれるのが当たり前だと思っている	7.4
日頃、感謝してくれない	5.9
家事・育児が雑である	5.1
言わないと、家事・育児をしてくれない	2.9

女性 30代以下 上位5項目	
言わないと、家事・育児をしてくれない	30.6
ずっとスマホを見ている	22.2
家事・育児が雑である	20.8
相手がやってくれるのが当たり前だと思っている	16.7
日頃、感謝してくれない	4.2
女性 40～50代 上位5項目	
相手がやってくれるのが当たり前だと思っている	27.6
言わないと、家事・育児をしてくれない	21.6
ずっとスマホを見ている	14.1
家事・育児が雑である	12.1
日頃、感謝してくれない	12.1
女性 60代以上 上位5項目	
相手がやってくれるのが当たり前だと思っている	35.0
言わないと、家事・育児をしてくれない	27.0
日頃、感謝してくれない	16.8
思いどおりでないとすぐ怒る	13.1
家事・育児が雑である	7.3

（令和3年度足立区男女共同参画に関する区民意識調査より）

イ 役割の満足度

日常の家事・育児等のパートナーとの役割分担状況の満足度を年代別・性別で見ると、年齢が上がるにつれ、男女間の意識差が大きくなっています(図12)。

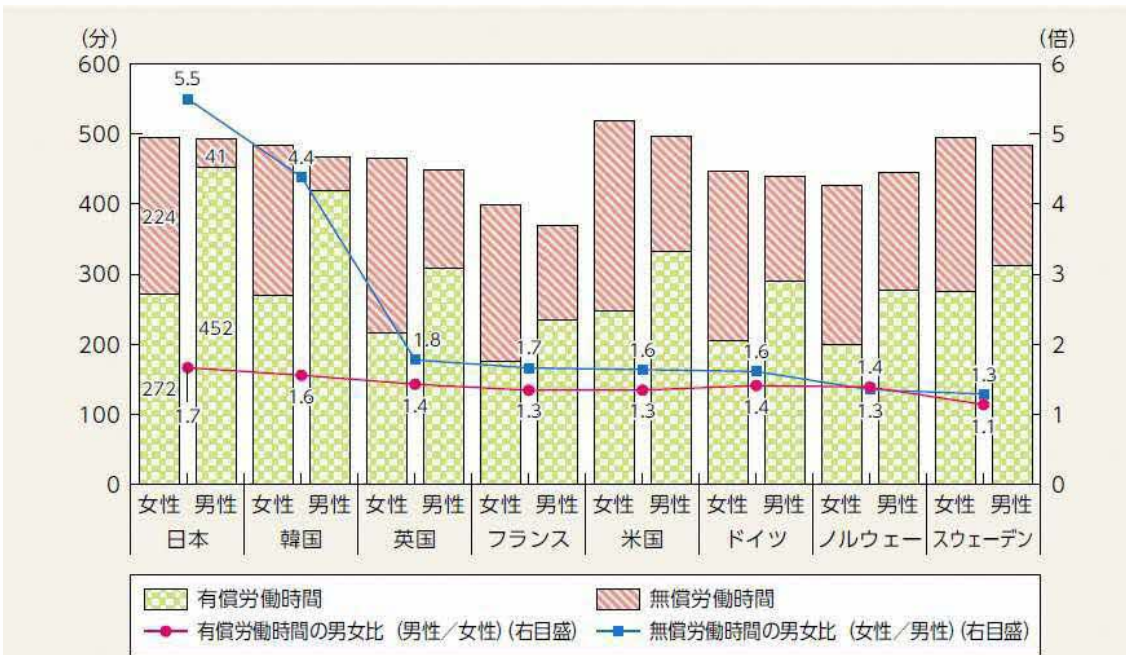


(図表12)

(令和3年度足立区男女共同参画に関する区民意識調査より)

コラム⑩ 男女別に見た週全体の平均生活時間(1日あたり国際比較)

労働時間の国際比較では、日本の男性の労働時間は長い一方、家事・育児などの無償労働時間は極端に短く、女性に無償労働が偏っていることがわかります。



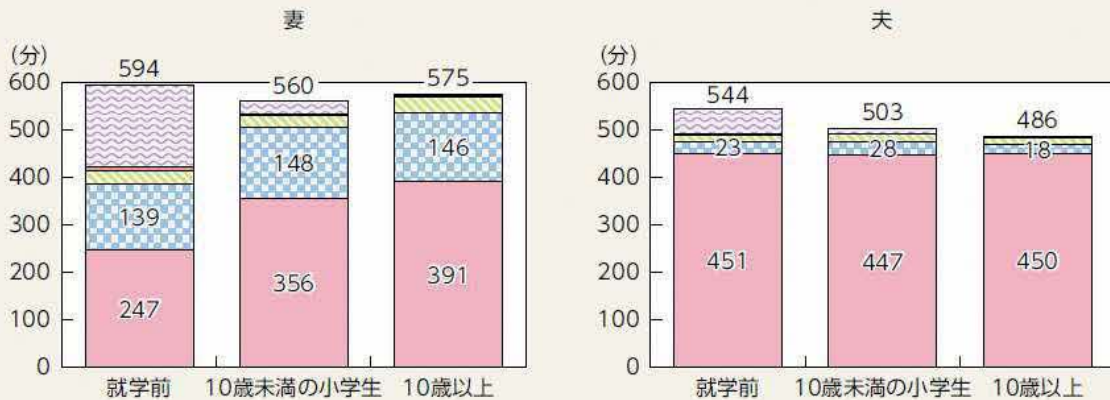
(備考) 1. OECD 'Balancing paid work, unpaid work and leisure' (2021)より作成。
 2. 有償労働は、「paid work or study」に該当する生活時間、無償労働は「unpaid work」に該当する生活時間。
 3. 「有償労働」は、「有償労働(すべての仕事)」、「通勤・通学」、「授業や講義・学校での活動等」、「調査・宿題」、「求職活動」、「その他の有償労働・学業関連行動」の時間の合計。「無償労働」は、「日常の家事」、「買い物」、「世帯員のケア」、「非世帯員のケア」、「ボランティア活動」、「家事関連活動のための移動」、「その他の無償労働」の時間の合計。
 4. 日本は平成28(2016)年、韓国は平成26(2014)年、イギリスは平成26(2014)年、フランスは平成21(2009)年、アメリカは令和元(2019)年、ドイツは平成24(2012)年、ノルウェーは平成22(2010)年、スウェーデンは平成22(2010)年の数値。

(資料出典:内閣府男女共同参画局「令和4年版 男女共同参画白書」)

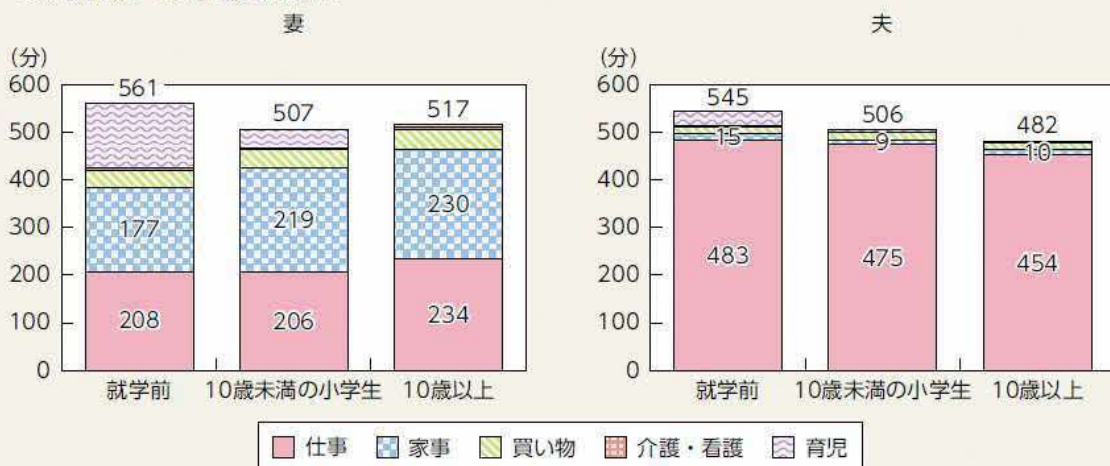
コラム⑪ 共働き世帯の仕事時間、家事・育児関連時間(末子の年齢別)

日本の共働き世帯での家事・育児時間を見ると、妻の雇用形態（正規・非正規）に関わらず、夫の家事・育児関連時間が妻より短いという実態があります。

<夫正規雇用・妻正規雇用世帯>



<夫正規雇用・妻非正規雇用世帯>



(備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。
 2. 非正規雇用とは、「正規の職員・従業員」以外の雇用されている人で、具体的には、「パート」「アルバイト」「契約社員」「嘱託」「労働者派遣事務所の派遣社員」「その他」を指す。
 3. 家事・育児関連時間は、「家事」、「買い物」、「介護・看護」、「育児」の合計（週全体）。

(資料出典:内閣府男女共同参画局「令和4年版 男女共同参画白書」)

コラム⑫ ワーク・ライフ・バランスとは？

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは、老若男女誰もが仕事・家庭生活・地域活動など様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態のことです。足立区でも「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」を推進しており、今後の社会状況等に合わせて内容を見直していく予定です。

本計画では、仕事とそれ以外の生活の調和だけを目指すのではなく、性別に関わらず、誰もが様々な活動にやりがいや充実感を感じながら責任を果たすとともに、各ライフステージにおいて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指しています。

方針

(1) 誰もが働き続けられる環境づくり（ワーク・ライフ・バランス制度の見直し）

ワーク・ライフ・バランス制度の開始から10年を経過したこともあり、働き方に対する社会の考え方や、育児・介護休業法等の法改正の内容の反映等を含めていく必要があるため、制度の見直しを行います。

性別に関わらず、出産・育児・介護等を経ても働き続けられる環境の整備をしていくことは、「企業」「人」どちらにも有益なことであり、将来にわたる持続可能な社会の構築にもつながっていきます。

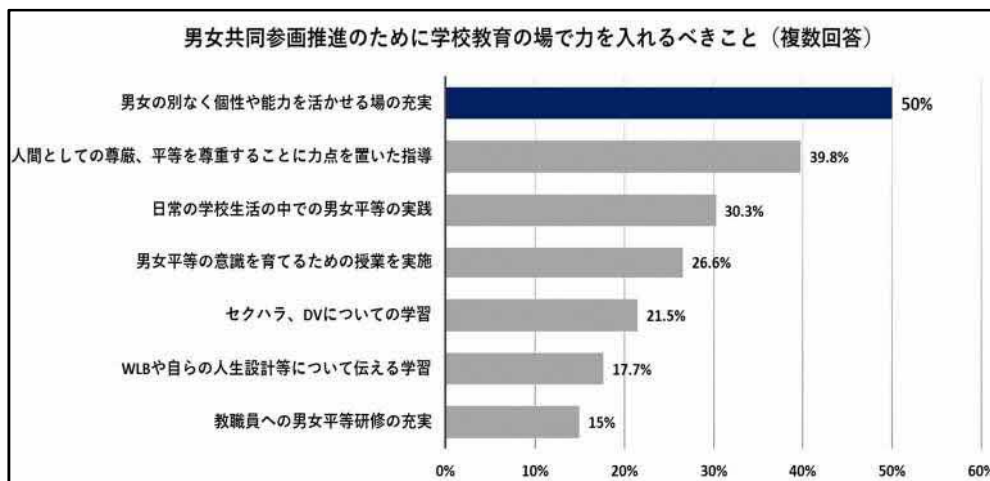
まずは、ハラスメント防止対策や育児休業の取得等に前向きに取り組む企業が増えるよう、就業規則の作成支援と合わせ、講座の実施や法改正に合わせた情報提供等を行っていきます。

(2) 区民の意識改革（固定的な性別役割分担意識等の解消）

意識調査の結果（図表13）からは、学校教育の場で力を入れるべきこととして「男女の別なく個性や能力を活かせる指導の充実」が5割（50.0%）と最多となっています。

「性別による役割分担意識」や「アンコンシャス・バイアス」はジェンダー平等を阻む要因の1つでもあるため、若年層を含めた幅広い世代に対する啓発が必要となります。

国等の取り組みや意識調査結果の周知を行うとともに、区でも意識改革のきっかけとなる講座やイベントを実施していきます。



(図表13)

(令和3年度足立区男女共同参画に関する区民意識調査より)

コラム⑬ 固定的な性別役割分担意識とは？

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けてしまうこと。性別を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当です。

(3) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

足立区では、平成15年制定の「足立区男女共同参画社会推進条例」において「区の審議会等の委員の男女いずれかの比率が40%未満となることのないよう努める」としていますが、目標の40%にはまだ達していません（図表14）。

区民ニーズを政策に反映させるためには、女性の視点も欠かせません。委員の改選期に合わせた担当課や団体への働きかけと合わせ、区民向けの啓発を行っていきます。



コラム⑭ クォータ制とは？

クォータ制とは、格差是正のためにマイノリティ（少数派）に割り当てを行うポジティブ・アクション（積極的改善措置）の手法の一つです。

東京都は「男女共同参画基本条例」において、審議会等の委員構成を男女いずれの性も40%以上とするクォータ制を導入し、令和4年度末までに女性の委員任用率40%を達成するという目標を達成しました。

コラム⑮ ポジティブ・アクション(積極的改善措置)とは？

社会的・構造的な理由や、固定的な役割分担意識等から生じる男女間の格差を改善するため、一定の範囲で機会を提供する等、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいいます。

措置の方法としては「クォータ制」以外にも、指導的役割に就く女性等の数値に関して、達成すべき目標と達成までの機関の目安を示して実現を目指す「ゴールデン・アンド・タイムテーブル方式」や、研修の機会充実等を図る「基盤整備を推進する方式」があります。

各機関等の特性に応じて最も有効な方法を選択するとともに、様々な分野で実質的な平等を目指していくことが必要です。

施策4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

短期的な 成果指標No.	指標名	現状値	R9 目標値
Ⅱ-4-1	委員の男女比が40～60%の各種審議会・委員会等の割合	42.6% (R4)	70.0%
Ⅱ-4-2	区管理職に占める女性の割合	12.2% (R4)	30.0%
Ⅱ-4-3	区係長・課長補佐に占める女性の割合	32.3% (R4)	40.0%

【Ⅱ-4の主な取り組み】

取組名	Ⅱ-4 区役所内における女性の参画推進		
目的	政策・方針決定過程における女性の参画拡大につなげる		
概要	多様な意見が区政に反映されるよう、審議会の女性委員比率向上に取り組んでいます。区役所内でも更なる女性の参画を拡大していくため、昇任の際のサポート体制を確立する等に取り組んでいます。		
関連事業 【担当課】	①審議会等における女性委員の登用促進 【多様性社会推進課】	②区職員のキャリアデザインに関する取組 【人事課】	

施策5 雇用面における男女共同参画の推進

短期的な 成果指標No.	指標名	現状値	R9 目標値
Ⅱ-5-1	従業員の研修費用助成、就業規則作成助成を活用した企業数	131社 (R4)	200社
Ⅱ-5-2	女性活躍推進法に基づく計画策定や賃金格差の公表をしている区内中小企業（従業員規模101人以上）の割合	新規	50.0%
Ⅱ-5-3	区男性職員の育児休業取得率	34.8% (R4)	50.0%

【Ⅱ-5の主な取り組み】

取組名	Ⅱ-5-1 誰もが働きやすい環境づくり（企業・職場）		
目的	性別に関わらず個性と能力を発揮できるよう、企業・職場の環境づくりを行う		
概要	性別に関わらず、誰もが働き続けられる環境づくりに取り組む企業・職場を増やしていくための情報提供、啓発を行います。		
関連事業 【担当課】	①中小企業支援施策（ワーク・ライフ・バランスを含む）に関する情報提供 【企業経営支援課】	②女性活躍推進法や育児・介護休業法等の改正に関する情報提供・講座の実施 【多様性社会推進課】	
	③ジョブ・ブーネット 【企業経営支援課】	④IT・IoT相談のご案内 【企業経営支援課】	
	⑤様々なハラスメントに関する啓発事業 【多様性社会推進課】	⑥区職員向けの育児休業取得促進 【人事課】	
	⑦男女共同参画に関する啓発事業 【多様性社会推進課】		

取組名	Ⅱ-5-2 誰もが働きやすい環境づくり（施設）	
目的	育児・介護と仕事の両立に必要な施設を運営・整備する	
概要	性別に関わらず、誰もが働き続けられるよう、育児・介護等と仕事の両立に必要な施設の運営・整備を行います。	
関連事業 【担当課】	①保育所の整備・運営 【子ども施設運営課・子ども施設入園課】	②病児・病後児保育・休日保育事業 【子ども施設運営課】
	③学童保育室の整備・運営 【住区推進課】	④地域型保育事業（小規模保育室・家庭的保育室） 【子ども施設入園課】
	⑤私立幼稚園・認定こども園の保育 【子ども政策課】	⑥地域包括支援センター 【地域包括ケア推進課】
	⑦特別養護老人ホーム・地域密着型サービス 【介護保険課】	
取組名	Ⅱ-5-3 育児・介護サービスの充実	
目的	育児・介護と仕事の両立に必要な情報提供やサービスを提供する	
概要	性別に関わらず、誰もが働き続けられるよう、育児・介護等と仕事の両立に必要なサービスの提供や相談を行います。	
関連事業 【担当課】	①保育コンシェルジュによる相談 【子ども施設入園課】	②子育て支援事業の充実・周知 【子ども政策課・子ども施設入園課】
	③あだちファミリー・サポート・センター事業 【こども家庭支援課】	④子ども預かり・送迎支援事業 【こども家庭支援課】
	⑤ベビーシッター利用支援事業 【子ども施設入園課】	⑥地域包括支援センター（再掲） 【地域包括ケア推進課】
	⑦介護保険サービス 【介護保険課】	⑧介護保険外のサービス（高齢者サービス） 【高齢福祉課】
取組名	Ⅱ-5-4 雇用機会につなげる支援	
目的	起業を目指す女性や、就労・再就職を希望する女性に必要な情報提供やサービスを提供する	
概要	女性の起業に関する情報提供や働いたことがない、または出産・育児等によりブランクはあるが働きたい女性に対して情報提供等を行います。	
関連事業 【担当課】	①女性のための起業・経営相談 【企業経営支援課】	②女性の再就職支援セミナーの実施 【多様性社会推進課】

施策6 地域における男女共同参画の推進

短期的な 成果指標No.	指標名	現状値	R9 目標値
Ⅱ-6-1	町会長に占める女性の割合	13.9% (R4)	-
Ⅱ-6-2	P T A (小・中) 連合会に占める女性の割合	16.5% (R4)	-

【Ⅱ-6の主な取り組み】

取組名	Ⅱ-6-1 家庭における男女共同参画の推進		
目的	性別に関するアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見・思い込み）の解消を目指す		
概要	性別に関わらず、アンコンシャス・バイアスや性別役割分担意識から、自らの選択肢を狭めてしまうことのないよう、イベントや講座を通じて家庭内での啓発を推進していきます。		
関連事業 【担当課】	①男女共同参画に関する啓発講座 【多様性社会推進課】	②区内の団体と連携した啓発イベント 【多様性社会推進課】	
	③男女共同参画に関する区民意識調査の実施・周知 【多様性社会推進課】	④国・都のアンコンシャス・バイアスに関する調査 やコンテンツの活用 【多様性社会推進課】	
	⑤教育現場への情報提供 【多様性社会推進課・教育指導課】	⑥ジェンダー等に関する公的表現ガイド作成・改定 【報道広報課・シティプロモーション課・総務 課・多様性社会推進課ほか】	
取組名	Ⅱ-6-2 地域における男女共同参画の推進		
目的	性別に関わらず、地域の様々な場所で活動等に参加できる取り組みを行う		
概要	性別に関わらず地域活動や社会参加できる体制を整え、多世代が活躍できる取り組みを行っています。		
関連事業 【担当課】	①町会・自治会等の地域活動支援 【地域調整課】	②P T A 活動推進 【青少年課】	
	③地域リーダー等の養成事業 【青少年課】	④N P O 活動支援センター運営事業 【協働・協創推進課】	
	⑤協働・協創の推進 【協働・協創推進課】	⑥ビューティフル・ウィンドウズ運動 【地域調整課】	
	⑦絆のあんしんネットワーク・絆のあんしん協力員 【絆づくり担当課】	⑧子どもの未来応援に関する地域活動支援 【協働・協創推進課】	
	⑨地域学習センター運営支援事業 【生涯学習支援課】	⑩3分野連携事業（読書・スポーツ・文化） 【生涯学習支援課、地域文化課、スポーツ振興 課、中央図書館】	



コラム⑯ ジェンダーギャップ指数(GGI)とは？

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が、経済・教育・保健・政治の分野ごとの各データを基に「ジェンダーギャップ指数」を算出し、公表しています。

「0」が完全不平等、「1」が完全平等を表しています。

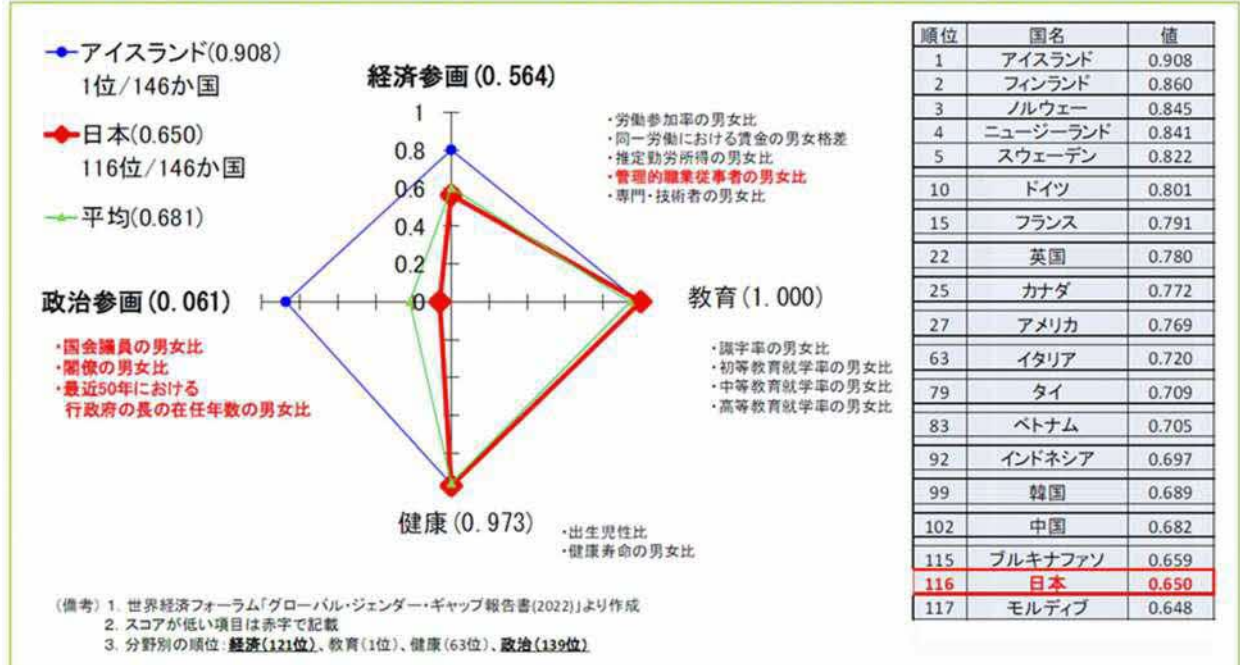
日本の順位 : 116位 / 146か国 (令和4年7月13日発表)

参 考 : アイスランド 1位 (0.908)
日本 116位 (0.650)

日本は「教育(1.000)」、「健康(0.973)」分野の値は世界トップクラスですが、「政治参画0.061」と「経済参画(0.564)」については数値が低い状況です。

ジェンダー・ギャップ指数(GGI) 2022年

- ・スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が公表。男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しており、0が完全不平等、1が完全平等。
- ・日本は146か国中116位。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低い。



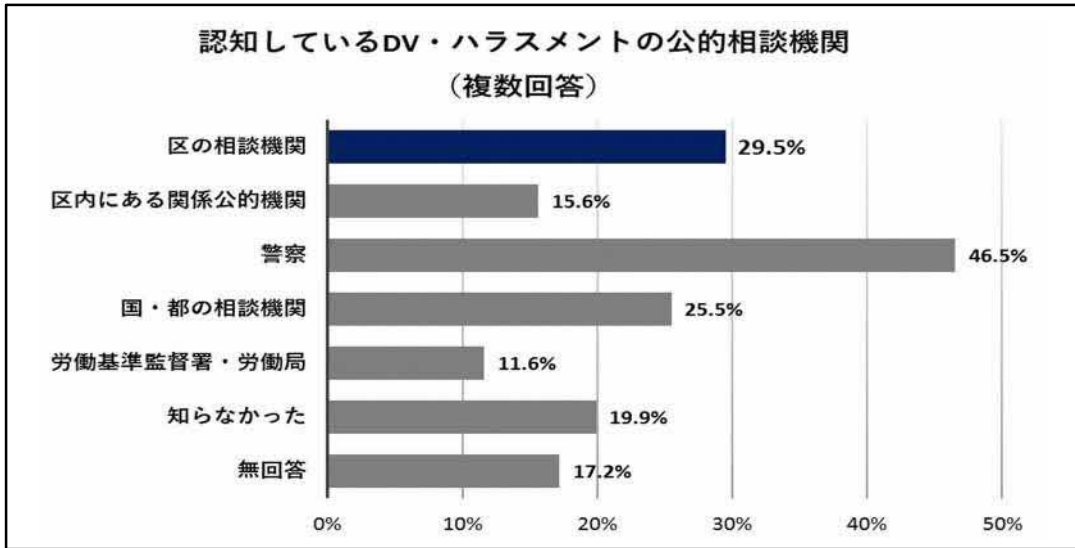
出典:内閣府男女共同参画局ホームページ(<https://www.gender.go.jp/research/weekly.data/01.html>)

柱立てⅢ 安全・安心な暮らしの実現(DV・虐待の予防と被害者支援)

現状

(1) DVに関する相談窓口の認知度

区の相談機関の認知度は、警察の46.5%に次いで高く、29.5%という結果です(図表15)。

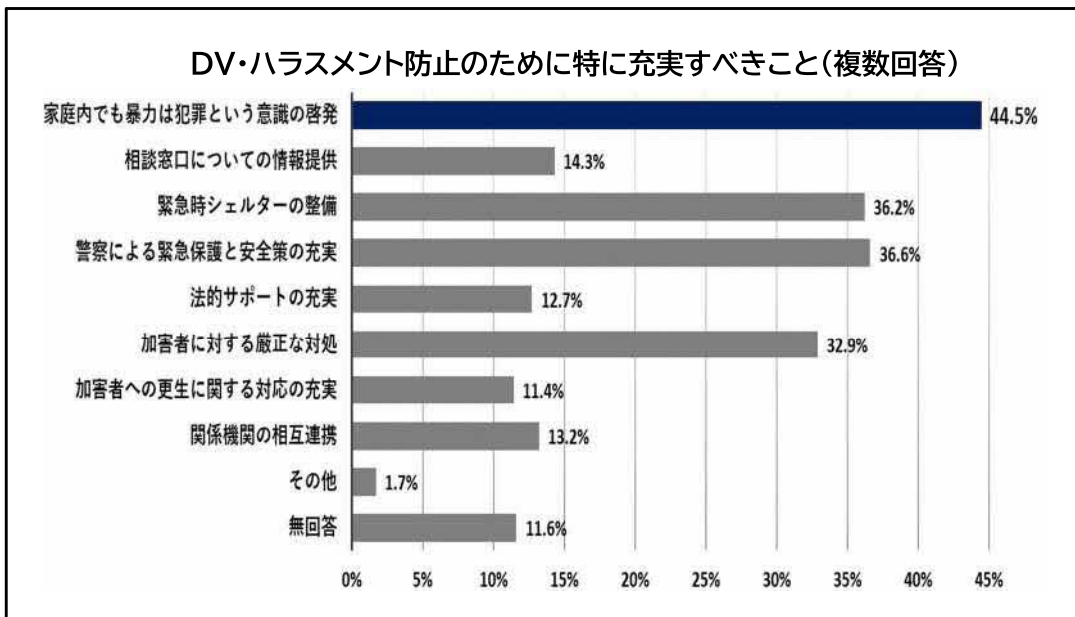


(図表 15)

(令和3年度男女共同参画に関する区民意識調査より)

(2) DV予防について

ハラスメント・DV防止対策としては「意識啓発」を充実すべきと回答した人の割合が最も高い結果となりました(図表16)。



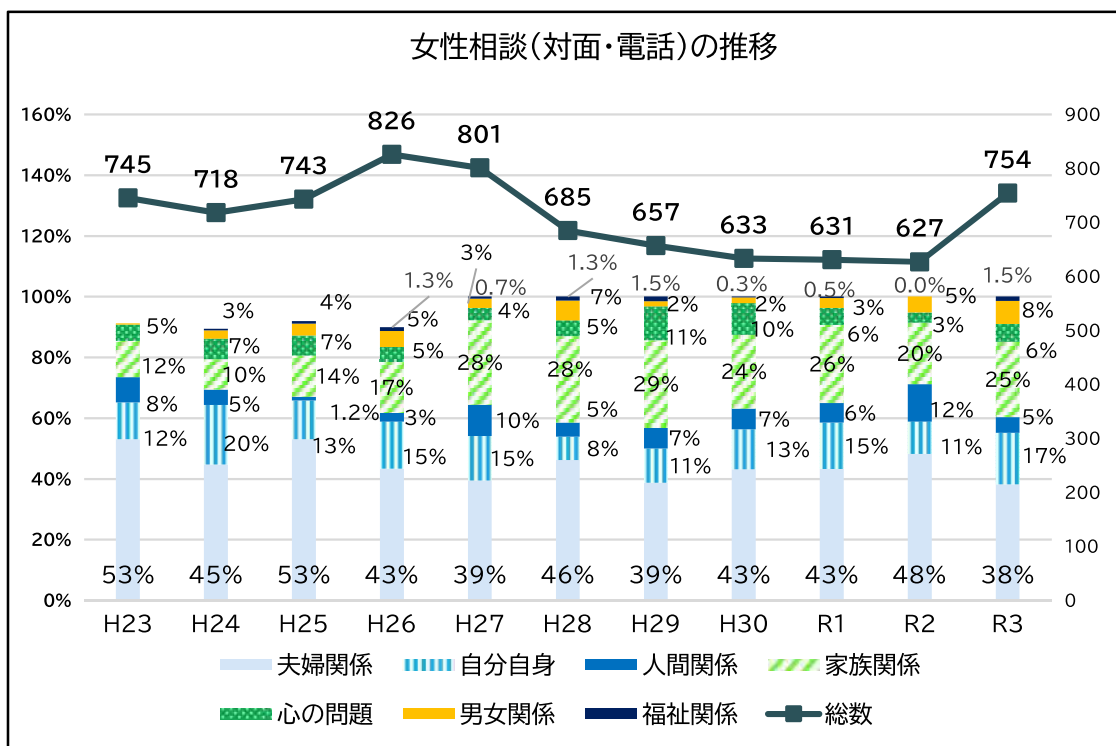
(図表 16)

(令和3年度男女共同参画に関する区民意識調査より)

(3) 女性相談の増加

女性相談の件数は平成28年度から横ばい傾向でしたが、令和2年度から令和3年度にかけて1.2倍に増加しました(図表17)。

「夫婦関係」「家族関係」の相談が6~7割を占める傾向は10年間変わりませんが、令和2年度から令和3年度にかけて、「人間関係」の相談が半数に減った一方、「自分自身」「心の問題」の相談が約2倍となっており、新型コロナウイルスの感染拡大による影響が考えられます。



(図表17)

(4) 男性DV電話相談

加害者からの相談もあり、DV予防としても継続が必要と考えられます。平成29年7月から開始しています(図表18)。

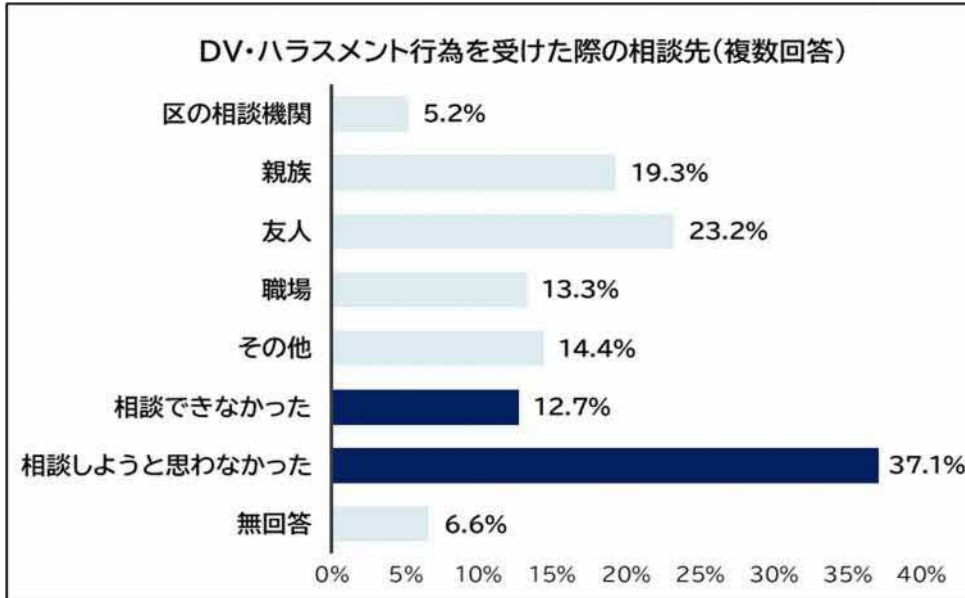


(図表18)

課題

(1) 相談につながらない被害者

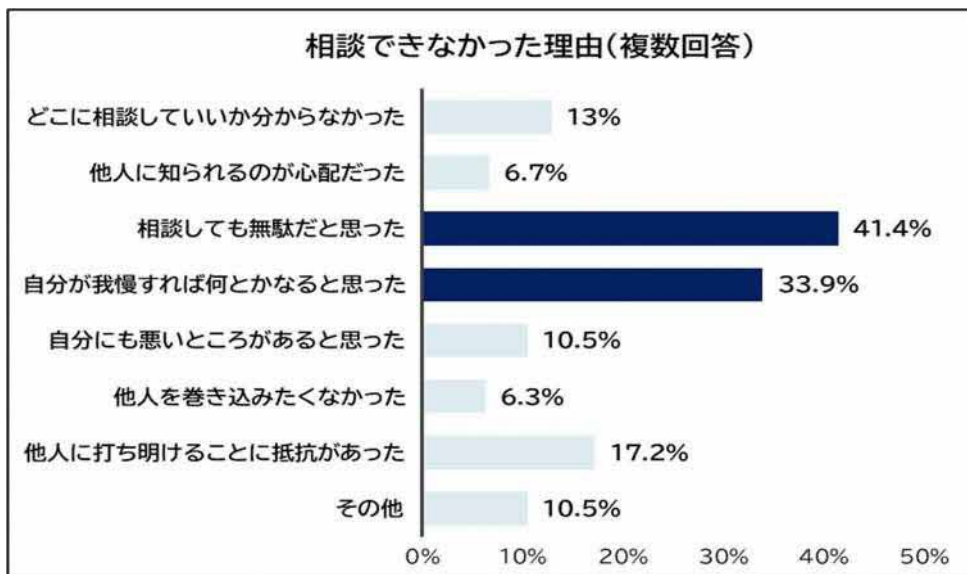
DV被害経験者のうち「相談できなかった」人の割合は12.7%、「相談しようと思わなかった」人は37.1%で、合計49.8%が相談につながらない（図表19）。



(図表19)

(2) 相談しない理由

「どこに相談していいかわからなかった」13%の被害者に対しては、相談窓口の周知の強化が必要です。「相談しても無駄だと思った」「我慢すれば何とかかなと思った」の合計75.3%（図表20）の被害者を、どのように相談につなげていくかが今後の課題となっています。



(図表20)

方針

(1) 配偶者暴力相談支援センターの設置

令和5年3月に、DV被害者の相談機関として「配偶者暴力相談支援センター」を設置しました。これにより、被害者が証明書の発行のため、警察署や区外の都施設へ足を運ぶ必要がなくなり、物理的・心理的負担軽減につながっていくと考えています。

(2) 相談につなげる工夫

意識調査の結果から、被害を受けても相談しないという実態が見えてきたことから、被害者・加害者の性別に関わらず、1人でも多く相談につながるよう「何が暴力に当たるのか」等の周知を進めていきます。

また、相談の少ない20～30代の女性向けに作成した、区や都等の相談窓口の一覧(図表21)や女性相談(図表22)のチラシ、配偶者暴力相談支援センターの周知カード等を、何気なく目に留めてもらうよう区内施設等にも設置していきます。



(図表21)



(図表22)

(3) 自分自身の心と身体を大切にするための啓発の推進

性別に関わらず、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する知識を持つことが大切です。子どもの頃から自分の身体を大切にするための考え方や、各世代特有の心身の変化(生理、思春期、妊娠・出産、不妊、避妊・中絶、更年期等)を知ることが、自分自身の心と身体を守ることにもつながっていくと考えるため、講座等を通じて情報発信していきます。

また、幅広い世代に対して、心身の健康を維持していくための取り組みを行っていきます。

施策7 女性や子どもに対するあらゆる暴力の根絶

短期的な 成果指標No.	指標名	現状値	R9 目標値
Ⅲ-7-1	身体的暴力以外のDV（精神的・経済的・社会的・性的）の言葉の認知度	83.8% (R3)	100%

【Ⅲ-7の主な取り組み】

取組名	Ⅲ-7-1 DV、あらゆる暴力に関する相談体制の周知		
目的	性別に関わらず、気軽に相談ができるよう、様々な相談窓口の周知を図る		
概要	パートナーからのDVだけでなく、DVのある家庭の子どもへの虐待防止や障がいのある方への虐待等、様々な相談窓口の周知を図ります。		
関連事業 【担当課】	①配偶者暴力相談支援センター 【多様性社会推進課】	②女性相談、男性相談、LGBT相談 【多様性社会推進課】	
	③婦人相談員・母子父子自立支援員による面接相談 【足立福祉事務所各福祉課】	④児童虐待相談 【こども家庭支援課】	
	⑤障がい者虐待相談 【障がい福祉課】	⑥こころとからだの相談 【中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター】	
取組名	Ⅲ-7-2 あらゆる暴力、虐待防止のための連携体制の強化		
目的	被害者の支援がスムーズにつながるよう、庁内外の体制を整える		
概要	庁内会議や警察等を含めた庁外会議等、被害者支援の連携体制を整えていきます。		
関連事業 【担当課】	①配偶者暴力対策基本計画推進会議 【多様性社会推進課】	②配偶者暴力対策庁外連絡会 【足立福祉事務所各福祉課】	
	③要保護児童対策地域協議会 【こども家庭支援課】	④配偶者暴力相談支援センター（再掲） 【多様性社会推進課】	
取組名	Ⅲ-7-3 あらゆる暴力防止のための周知・啓発		
目的	どのような行為がDVなのかを周知し、相談につなげる		
概要	被害に遭っても気付かない、相談につながらない等、SOSを出せない被害者を減らすために、子どもの頃から自分の心身を大切にすることができるよう、情報発信や啓発を行います。		
関連事業 【担当課】	①女性への暴力防止イベントの開催 【多様性社会推進課】	②男女参画プラザでの講座実施 【多様性社会推進課】	
	③いのちの安全教育の推進 【教育指導課】	④SOSの出し方教育 【こころとからだの健康づくり課】	
	⑤愛の鞭（ムチ）ゼロ作戦 【こども家庭支援課】		

取組名	Ⅲ-7-4 被害を受けた方への支援	
目的	被害に遭った方や子どもへの支援を行うとともに、二次被害を防ぐ	
概要	関係機関と連携し、DV等の被害者（子どもも含む）、被害を受けた子どもへの支援を行います。また、区職員が対応する際、二次被害を起こすことのないよう、DVに関する基礎的な知識や必要な配慮等について学びます。	
関連事業 【担当課】	①婦人相談員・母子父子自立支援員による面接相談（再掲） 【足立福祉事務所各福祉課】	②生活困窮者の経済支援相談 【足立福祉事務所各福祉課】
	③職員向けのDV研修 【多様性社会推進課】	④母子・女性緊急一時保護事業（応急対応） 【足立福祉事務所各福祉課】
	⑤被害者の自立支援 【足立福祉事務所各福祉課】	⑥犯罪被害者ネットワークとの連携 【多様性社会推進課、足立福祉事務所各福祉課、教育指導課】
	⑦被害を受けた子どもの支援 【教育指導課、こども家庭支援課】	⑧女性向けエンパワーメント講座の実施 【多様性社会推進課】

施策8 男女共同参画の視点に立った防災、減災等の取り組み

短期的な 成果指標No.	指標名	現状値	R9 目標値
Ⅲ-8-1	避難所運営に女性をはじめとする多様な視点が生かされていると感じる避難所運営組織の割合	47.1% (R3)	60%
Ⅲ-8-2	女性の防災士がいない避難所運営組織の割合	69.0% (R4)	55.0%
Ⅲ-8-3	区の助成で資格を取得した女性の防災士数	47人 (R4)	62人

【Ⅲ-8の主な取り組み】

取組名	Ⅲ-8-1 多様な視点を入れた災害対策	
目的	女性や高齢者、性的マイノリティの方等、全ての人が安心して利用できる避難所の運営のため、多様な視点を取り入れ災害に備える	
概要	性別に関わらず、多様な視点で災害に備えるための体制を整えます。	
関連事業 【担当課】	①多様な視点を入れた地域防災計画の策定 【災害対策課】	②防災女性リーダーの育成・登用への支援 【災害対策課】
	③防災をテーマにした男女共同参画の啓発 【多様性社会推進課】	④中学生消火隊 【災害対策課】

施策9 生涯を通じた健康支援

短期的な 成果指標No.	指標名	現状値	R9 目標値
Ⅲ-9-1	「安心して受診できる医療機関が身近にある」と感じている区民の割合	66.0% (R3)	-

【Ⅲ-9の主な取り組み】

取組名	Ⅲ-9-1 セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発・支援		
目的	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点における支援や取り組みを周知していく		
概要	性別による性差を理解し互いを尊重することや、生涯を通じて良好な健康状態でいられるよう、「性」と「生」の健康支援・権利についての啓発を行います。		
関連事業 【担当課】	①妊産婦への支援の充実（ASMAP：あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト） 【保健予防課、各保健センター等】	②セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発 【多様性社会推進課】	
	③いのちの安全教育の推進（再掲） 【教育指導課】	④エイズ相談・性感染症に関する相談・啓発 【感染症対策課】	
取組名	Ⅲ-9-2 生涯を通じた健康増進		
目的	自分の身体を知り、心身を大切にしていくための情報発信や健診事業等を行う		
概要	性別・年代に関わらず生涯を通じて区民が健康で過ごせるよう、自分の身体を知り、心も体も守っていけるよう情報発信や健診事業等を行います。		
関連事業 【担当課】	①各健（検）診事業 【データヘルス推進課】	②歯科保健（あだちっ子「歯と口の健康づくり」等） 【データヘルス推進課】	
	③健康づくり事業（パークで筋トレ・ウォーキングチャレンジ等） 【スポーツ振興課】	④食育事業（あだちベジタベライフ等） 【こころとからだの健康づくり課】	
	⑤一般介護予防事業 【地域包括ケア推進課】		

コラム⑰ セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(SRHR)とは？

セクシュアル アンド リプロダクティブ ヘルス アンド ライツ

英語の Sexual and Reproductive Health and Rights の頭文字をとって「SRHR」と呼ばれ、日本語では「性と生殖に関する健康と権利」と訳されています。

子どもを産むか産まないか、いつ何人産むかを自分で決定する権利、安全で満足のいく性生活を送る権利、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つ権利などのほか、思春期や更年期に関すること、性感染症の予防等を含め、生涯を通じて自分の身体について自己決定し、健康を享受できる権利を言います。

これは、人が生まれながらに持つ権利（人権）の一つとされています。

コラム⑱ デートDVとは？

恋人同士の間で起こる暴力のことです。

恋人同士でも一人ひとり違う人で「自分のモノ」ではありません。思い通りにならないからといって一方的に怒りをぶつけたり、相手をコントロールしたりすることは、交際相手に対する「暴力」であり、これを「デートDV」と言います。

コラム⑲ DVの種類は様々

暴力には様々な種類があります。

どんな事情があったとしても、暴力をふるって良いという理由にはなりません。

- ・ **精神的暴力**
大声で怒鳴る、バカにする、無視をする、殴るふりや物を投げるふりをする 等
- ・ **身体的暴力**
殴る、蹴る、叩く、服をつかむ、ひねる、髪を引っ張る、物を投げつける 等
- ・ **社会的暴力**
交友関係を制限する、行動を監視する、外出を禁止する、メールをチェックする 等
- ・ **経済的暴力**
生活費を渡さない、借金をさせる、高価なプレゼントを要求する 等
- ・ **性的暴力**
意思に反した性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する 等
- ・ **子どもを利用した暴力**
子どもに暴力を見せる（児童虐待になる）、子どもを取り上げる 等

柱立てⅣ 男女共同参画の視点における困難を抱える女性等への支援

現状

(1) 子どもの貧困対策の視点を盛り込んだ男女共同参画の取り組み

足立区では、子どもの貧困を経済的な困窮だけでなく、成育環境全般にわたる複合的な課題であると捉え、その解決や予防に取り組むため、平成27年に担当部署を立ち上げました。「子どもの健康・生活実態調査」のデータ等をエビデンスとして、「未来へつなぐあだちプロジェクト（子どもの貧困対策実施計画）」を進めています。

区の第7次男女共同参画行動計画にも「生活に困難を抱える家庭の子どもと保護者への支援（特にひとり親家庭への支援）」を柱の1つとして取り組んできました。

コラム⑳ ひとり親世帯の状況について

内閣府の「令和4年版男女共同参画白書」によると、この30年間で母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.1倍といずれも増加しています。

ひとり親世帯の86.8%を占める母子世帯について、就業率は81.8%ですが、その半数以上は非正規雇用であり、平均年間就労収入も133万円と、苦しい状況にあることがわかります。

およそ30年間で、母子世帯は約1.5倍、父子世帯は約1.1倍に増加。

	(昭和63 (1988) 年)	(平成28 (2016) 年)
母子世帯数 [注]	84.9万世帯	123.2万世帯 (ひとり親世帯の86.8%)
父子世帯数 [注]	17.3万世帯	18.7万世帯 (ひとり親世帯の13.2%)

【注】 母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数

	母子世帯	父子世帯	一般世帯(参考)
就業率	81.8%	85.4%	女性71.3% 男性83.9%
雇用者(役員を除く)のうち正規雇用労働者	47.7%	89.7%	女性49.2% 男性83.3%
雇用者(役員を除く)のうち非正規雇用労働者	52.3%	10.3%	女性50.8% 男性16.7%
平均年間就労収入	200万円 正規雇用労働者:305万円 パート・アルバイト等:133万円	398万円 正規雇用労働者:428万円 パート・アルバイト等:190万円	(平均給与所得) 女性293万円 男性532万円
養育費受取率	24.3%	3.2%	—

- (備考) 1. 母子世帯及び父子世帯は厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」より作成。
母子世帯及び父子世帯の正規雇用労働者、非正規雇用労働者の構成割合は、「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」(「派遣社員」、「パート・アルバイト等」の計)の合計を総数として算出した割合。
平均年間就労収入は、母子世帯及び父子世帯の母又は父自身の就労収入。
2. 一般世帯の就業率は総務省「労働力調査(令和3年)15~64歳」、平均年間就労収入は国税庁「民間給与実態統計調査(令和2年)」より作成。

(資料出典:内閣府男女共同参画局「令和4年版 男女共同参画白書」)

課題**(1) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の反映**

第7次計画に盛り込んだ困難を抱える家庭等への支援は、令和4年に公布され、令和6年に施行となる「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の内容とも関連性が高く、新型コロナウイルスの影響も考慮すると、今後更に強化が必要となる視点です。

また、女性の貧困は、ひとり親だけではなく、不安定な就業を継続せざるを得ない単身女性や高齢女性等、全ての年代の女性に生じ得ることに留意する必要があります。

(2) 足立区の孤独死の状況

足立区が毎年調査している高齢単身世帯の孤独死の状況では、男性の孤独死の割合が女性の約2倍となっています。様々な要因が考えられますが、女性に比べて男性は社会とつながりにくいと言われており、性別による差が見られることから、男女共同参画に関する課題と捉えて対策を講じる必要があると考えます。

方針**(1) 様々な分野の支援**

経済社会における性別による格差が背景となり、女性は貧困等、生活上の困難に陥りやすいという状況があります。新型コロナウイルスの感染拡大により、さらに困難な状況に置かれている女性に対して、様々な分野、視点での支援が必要です。

(2) 多世代での孤立防止の取り組み

若年世代や子育て中から高齢者までの様々な世代で、相談や交流、居場所事業を中心に孤立・孤独防止の取り組みを行っていきます。

施策 10 就業・生活の安定・自立を目指した取り組み

短期的な 成果指標No.	指標名	現状値	R9 目標値
IV-10-1	生活困窮者における就労等決定者数（女性の就労決定・進路決定者の数）	45人 (R4)	60人
IV-10-2	ひとり親家庭向け就労支援事業を活用して就労した人数	9人 (R4)	15人

【IV-10の主な取り組み】

取組名	IV-10-1 就労支援		
目的	働いたことがない、ブランクが長い等、就労に不安を抱える方への就労準備支援		
概要	区では、一般就労を目標に、働くことに不安がある方や長期間仕事に就いていない方に対して、専門のスタッフによる相談やセミナー、就労体験実習を通じて、就労に必要な知識や技能を身に付けてもらい、ハローワークや独自に開拓した求人を活用しての就労支援を実施しています。また、就労後も、職場への定着支援を実施しています。		
関連事業 【担当課】	①ひとり親家庭向け就労支援事業 【親子支援課】	②就労準備支援事業（ジョブサポートあだち） 【くらしとしごとの相談センター】	
取組名	IV-10-2 相談支援		
目的	社会とのつながりや自立を支援するための相談支援を行う		
概要	生活サイクルの改善から、社会的・職業的な自立を促すことを目的として、相談・能力開発・職業意識啓発等の支援を行っています。		
関連事業 【担当課】	①セーフティネットあだち 【くらしとしごとの相談センター（委託事業）】	②対面・オンライン相談（生活相談：就労支援や生活の総合相談、ひきこもり等） 【くらしとしごとの相談センター】	
	③思春期デイケア 【中央本町地域・保健総合支援課、竹の塚保健センター】	④生活困窮者の経済支援相談（再掲） 【足立福祉事務所各課】	

施策 11 困難を抱える世帯等が安心して生活できる環境づくり

短期的な 成果指標No.	指標名	現状値	R9 目標値
IV-11-1	学習支援に通う生徒のアンケートで「大人になったときの夢や目標がある」と回答した割合	74.1% (R3)	79.0%
IV-11-2	くらしとしごとの相談センターの子ども関連相談に係る行政機関等へつないだ件数（延べ）	102件 (R3)	130件

【IV-11の主な取り組み】

取組名	IV-11-1 困難を抱える世帯の子どもへの支援	
目的	子どもたちの未来につなげる支援を行う	
概要	<p>保護者が仕事で帰りが遅い、兄弟姉妹がいて家で勉強できない、経済的に塾に通わせるのは難しいなどの理由で家庭での学習が困難な生徒（主に中学生）を対象に、家庭に代わる学習の場所と安心して過ごせる居場所を提供しています。他にも子どもの居場所となる子ども食堂等の運営支援を行っています。</p> <p>また、足立はばたき塾では、成績上位で学習意欲も高いが、家庭の事情などにより塾等の学習機会の少ない生徒を中心に、民間教育事業者を活用した指導力の高い講師による学習機会を提供するものです。</p> <p>その他、入学試験に備えるために必要な学習塾などの受講費用や高校・大学等受験に必要な受験料を支援します。</p>	
関連事業 【担当課】	①居場所を兼ねた学習支援 【くらしとしごとの相談センター】 ③外国にルーツを持つ子ども向けの学習・居場所支援団体の紹介 【地域調整課】 ⑤足立区給付型奨学金 【学務課】 ⑦子ども食堂支援 【子どもの貧困対策・若年者支援課】	②足立はばたき塾 【学力定着推進課】 ④受験生チャレンジ支援貸付金 【足立福祉事務所各福祉課】 ⑥就学援助・就学奨励 【学務課】 ⑧あだち子どもの未来応援基金 【子どもの貧困対策・若年者支援課】
取組名	IV-11-2 困難を抱える有子世帯への支援	
目的	ひとり親世帯や生活困窮世帯等、様々な困難を抱える世帯への支援を行う	
概要	ひとり親世帯や生活に困難を抱える方からの不安や悩み等の相談に応じるほか、様々な情報提供や支援等を行っています。	
関連事業 【担当課】	①ひとり親家庭総合支援事業（豆の木相談室・就労支援・サロン豆の木） 【親子支援課】 ③養育費支援事業 【親子支援課】 ⑤生活困窮者の経済支援相談（再掲） 【足立福祉事務所各福祉課】 ⑦教育相談 【教育相談課】	②ひとり親家庭の応援ブック 【親子支援課】 ④対面・オンライン相談（生活相談：就労支援や生活の総合相談、ひきこもり等）（再掲） 【くらしとしごとの相談センター】 ⑥子どもと家庭の相談 【こども家庭支援課】 ⑧子ども食堂・フードパントリー支援 【子どもの貧困対策・若年者支援課】

施策 12 男女共同参画の視点における複合的な困難を抱える方への支援

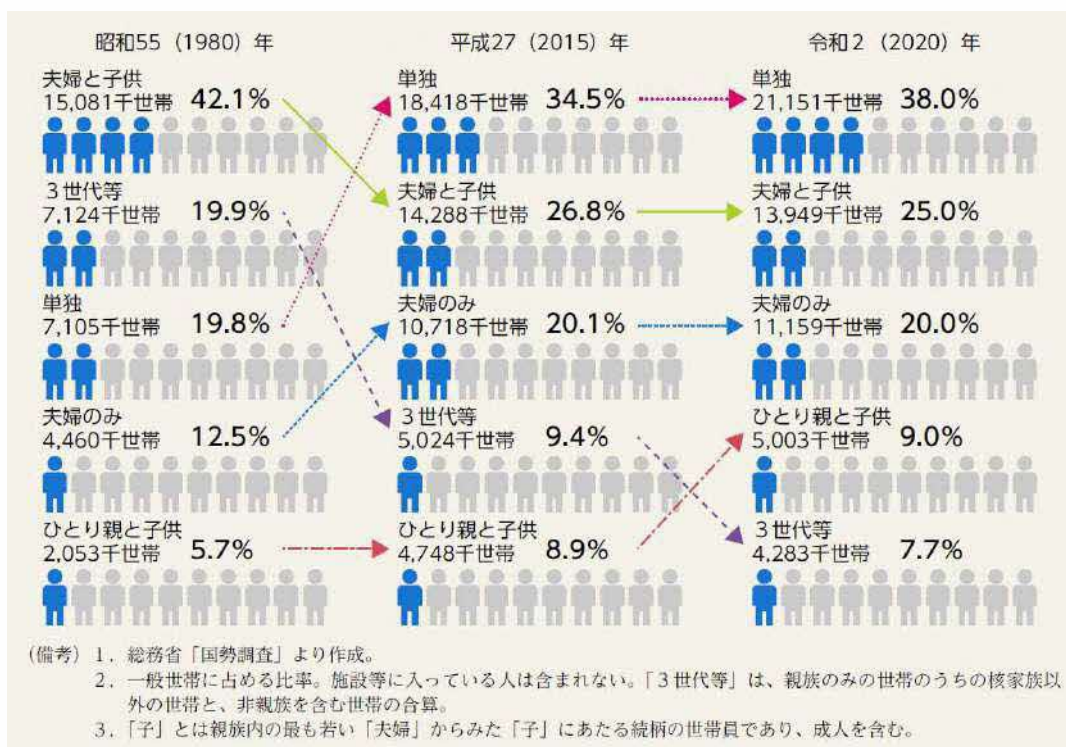
短期的な成果指標No.	指標名	現状値	R9 目標値
IV-12-1	就労等による他者とのつながりがなく孤立のおそれがある世帯のうち、区からの働きかけが困りごとの解消につながった人の割合	37.0% (R3)	50.0%
IV-12-2	家族・友人・知人以外に何かあった時に相談できる相手がいる高齢者の割合	43.8% (R4)	60.0%

【IV-12の主な取り組み】

取組名	IV-12-1 全世代での孤立の防止（切れ目のない相談支援）		
目的	様々な困難や生きづらさを抱える人の孤立を防ぐため、相談支援を行う		
概要	生活困難だけでなく、困難や生きづらさを抱えたまま地域から孤立し、各支援につながらない人がいます。各ライフステージにおける相談事業等により、各機関につなげるための支援を行っています。		
関連事業【担当課】	①妊産婦への支援の充実（ASMAP：あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト）（再掲） 【保健予防課、各保健センター等】	②こころといのちの相談支援事業 【こころとからだの健康づくり課】	
	③あだち若者サポートテラスSODA 【子どもの貧困対策・若年者支援課】	④豆の木相談室 【親子支援課】	
	⑤女性相談、男性相談、LGBT相談（再掲） 【多様性社会推進課】	⑥子どもと家庭の相談、教育相談（再掲） 【教育相談課、こども家庭支援課】	
	⑦対面・オンライン相談（再掲） 【くらしとしごとの相談センター】	⑧人権身の上相談（再掲） 【区民の声相談課】	
	⑨区民相談事業 【区民の声相談課】	⑩外国人相談（再掲） 【地域調整課】	
取組名	IV-12-2 全世代での孤立の防止（交流の場・居場所づくり）		
目的	様々な困難や生きづらさを抱える人が孤立してしまわないよう、交流の場や居場所支援を行う		
概要	生活困難だけでなく、困難や生きづらさを抱えたまま地域から孤立し、各支援につながらない人がいます。交流や居場所づくりやアウトリーチ等により、各機関につなげるための支援を行っています。		
関連事業【担当課】	①外国にルーツを持つ子ども向けの学習・居場所支援団体の紹介（再掲） 【地域調整課】	②居場所を兼ねた学習支援（再掲） 【くらしとしごとの相談センター】	
	③子ども食堂支援（再掲） 【子どもの貧困対策・若年者支援課】	④サロン豆の木 【親子支援課】	
	⑤孤立ゼロプロジェクト 【絆づくり担当課】	⑥シングルママパパ向け講座 【多様性社会推進課】	

コラム② 世帯の家族類型別構成割合の変化について

「単独」世帯の割合が38.0%と、昭和55年時点の19.8%と比較して2倍近く増加しているほか、「ひとり親と子供」世帯も増加しています。



(資料出典:内閣府男女共同参画局「令和4年版 男女共同参画白書」)

柱立てⅤ 男女共同参画に関する推進体制の整備・強化

現状

(1) 年次報告書の作成

現在は区長の附属機関である「男女共同参画推進委員会」で、毎年度の事業の中から2点テーマを絞って議論・提言をいただき、区の方向性を示したものと合わせ「年次報告書」として毎年公表しています。

課題

(1) 計画の進行管理

施策の進捗状況をさらに客観的に確認し、誰にでもわかりやすく計画の進捗状況を示せるよう、手法等を構築することが大切だと考えています。

(2) 「性別役割分担意識」等の意識改革の必要性

男女共同参画の推進に必要な意識改革にはまだつながっていない現状があり、引き続き「性別役割分担意識」や「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見・思い込み）」に関する人々の意識改革が必要です。

方針

(1) 長期的な指標による進行管理と評価

計画全体の成果指標と、5つの柱に関連する成果指標を設定します。

この指標は、短期間で成果が見えるものばかりではありませんが、3～5年毎の数値の推移を確認していくことで、客観的かつ中長期的な視点で、計画の進行管理と次期計画に向けた課題把握・評価を行います。

(2) 短期的な指標による実態把握

成果指標が数年おきの長期的な指標となるため、毎年度の計画に関する進捗状況の確認や実態把握については、短期的な成果指標を使用します。

なお、各施策に関連する主な事業については、庁内で実施している重点プロジェクトや事務事業評価等の結果を活用して事業の活動結果の確認を行います。

(3) 進行管理と評価結果の反映

「男女共同参画推進委員会」において、施策に関する事業状況や、指標の推移等を踏まえ、施策や計画への課題について、提言を行います。

施策 13 推進体制の整備・強化

短期的な 成果指標No.	指標名	現状値	R9 目標値
V-13-1	短期的な成果指標に占める目標達成率70%以上の指標の割合	新規	-
V-13-2	短期的な成果指標に占める目標達成率50%以上の指標の割合	新規	-
V-13-3	短期的な成果指標に占める目標達成率30%以下の指標の割合	新規	-

【V-13の主な取り組み】

取組名	V-13 計画の推進体制		
目的	区の男女共同参画に関する施策を計画的に進めていく		
概要	男女共同参画推進委員会では学識経験者や団体、区議会議員、一般公募の区民等が、男女共同参画に関する施策を計画的に進めるための議論・検討を行います。男女共同参画推進会議では庁内横断的な施策を進めるための情報共有や議論を行います。		
関連事業 【担当課】	①男女共同参画推進委員会の運営 【多様性社会推進課】	②男女共同参画推進会議の運営 【多様性社会推進課】	

施策 14 職員や区民の意識改革・理解促進

短期的な 成果指標No.	指標名	現状値	R9 目標値
V-14-1	男女共同参画に関するイベントや講座の関心度	87.2% (R3)	100%

【V-14の主な取り組み】

取組名	V-14 男女共同参画に関する意識啓発		
目的	区民や職員に対して男女共同参画に関する意識啓発を行う		
概要	イベントや講座等を通じて、男女共同参画社会の実現の妨げとなる「アンコンシャス・バイアス」等に関する意識を広めていきます。		
関連事業 【担当課】	①男女共同参画に関する講座の実施 【多様性社会推進課】	②地域の各団体との連携 【多様性社会推進課】	

施策 15 各種調査の活用、施策等への反映

短期的な 成果指標No.	指標名	現状値	R9 目標値
V-15-1	各講座・イベント参加者のうち、国・都の事業や調査結果で課題となっているキーワード（アンコンシャス・バイアス等）を知っている人の割合	新規	-

【V-15の主な取り組み】

取組名	V-15 国や都の各調査の活用、本計画への反映	
目的	国や都が実施する各調査等の結果の活用	
概要	国や都が実施する各調査や取り組みを活用した周知啓発を区民・企業へ行っていきます。また、男女共同参画白書の毎年度の結果も踏まえ、本計画の確認を行っていきます。	
関連事業 (担当課)	①国や都の調査結果・取り組みの周知 【多様性社会推進課】	②国や東京都の取り組みの啓発 【多様性社会推進課】
	③男女共同参画白書の内容の活用・周知 【多様性社会推進課】	



第4章 資料編



1 足立区男女共同参画社会推進条例

平成15年3月20日条例第15号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 性別による権利侵害の禁止等（第8条・第9条）

第3章 基本施策（第10条—第18条）

第4章 足立区男女共同参画推進委員会（第19条—第22条）

第5章 苦情等の申出（第23条—第26条）

第6章 雑則（第27条）

付則

私たちは、女性も男性も、すべての人が人権を保障され、かけがえのない一人の人間として尊重される平和な社会の実現を願っている。日本国憲法には個人の尊厳と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現のため、国内外において取組が行われてきた。

足立区においても、昭和58年に女性問題解決のための行動計画を策定し、以来女性の地位向上と女性問題の解決に向け、様々な施策を推進してきた。女性たちは、自営業や中小企業の多い区内の産業を支え、また、地域に根ざした活動を展開している多くの団体の中で、地域の発展に貢献するとともに、男女平等を実現するために学び、行動してきた。

しかし、今なお男女共同参画は不十分であり、男女平等は達成されていない。ここに、私たちは、誰もが夢を持てる足立区を築き、次世代の子どもたちにつなげていくために、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現していく決意を表明し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、足立区（以下「区」という。）、区民、事業者及び区民団体の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定め、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画社会 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいう。

- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、勤務し、又は在学するすべての個人をいう。
- (4) 事業者 区内に事務所又は事業所を有し、事業を営む法人その他の団体をいう。
- (5) 区民団体 主たる構成員が区民又は事業者である非営利の団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づき、行われなければならない。

- (1) 男女の人権を尊重し、直接的であるか間接的であるかを問わずあらゆる差別的取扱いを禁止し、配偶者等への暴力、児童虐待その他あらゆる暴力を禁止すること。
- (2) 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育及び学習を行うこと。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、区の政策又は民間の団体における方針の立案及び決定の過程に共同参画すること。
- (4) 性別による固定的な役割分担に基づく社会制度及び慣行を解消するように努め、男女が、その個性と能力を十分に発揮し、社会における活動を選択できるようにすること。
- (5) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活及び職場生活、地域活動その他の社会生活の両立ができるように、対等な立場で参画し、責任を分かち合うこと。
- (6) 男女が、対等な関係の下に、互いの生涯にわたる健康と女性の妊娠、出産等に関する権利を尊重すること。

（区の責務）

第4条 区は、基本理念に基づき、総合的に男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 区は、区民、事業者、区民団体、国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。
- 3 区は、男女共同参画の推進のための組織の整備並びに職員及び教職員への啓発に取り組み、施策の推進のための財政上の措置を講じなければならない。

（区民の責務）

第5条 区民は、男女共同参画社会について理解を深め、社会のあらゆる分野において主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するように努めなければならない。

- 2 区民は、区が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。
- 3 区民は、性別による差別及び暴力の根絶に努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、事業活動に関し男女共同参画を推進するように努めなければならない。

- 2 事業者は、区が行う男女共同参画に関する施策に協力するように努めなければならない。

（区民団体の責務）

第4章 資料編

第7条 区民団体は、その活動に関し、第5条に定める区民の責務にのっとり、男女共同参画を推進するように努めなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、あらゆる分野において、性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、配偶者等への暴力、児童虐待その他あらゆる暴力的行為をしてはならない。

3 何人も、他人を不快にさせる性的な言動をし、又はその言動によって生活環境を乱し、若しくはその言動を受けた者の対応により、その者に不利益を与える行為をしてはならない。

(公衆に表示する情報)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力を助長し、若しくは連想させる表現を行い、又は過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

第3章 基本施策

(行動計画)

第10条 区長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 区長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

3 区長は、行動計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ足立区男女共同参画推進委員会の意見を聴かななければならない。

4 区長は、行動計画を策定し、又は変更するときは、区民、事業者及び区民団体の意見を反映できるように適切な措置を講じなければならない。

(年次報告)

第11条 区長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、足立区男女共同参画推進委員会の意見を付して、これを公表するものとする。

(附属機関の委員の構成)

第12条 区長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱する場合には、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満となることのないように努めなければならない。委員の任期の途中において委員の数に変動が生じる場合についても、また同様とする。

(教育及び学習における男女共同参画の推進)

第13条 区は、学校教育、保育その他の生涯にわたる教育及び学習において、男女共同参画の視点に立った取組が促進されるように環境の整備を進めるとともに、取組に対する支援その他必要な措置を講じるように努めなければならない。

(雇用等の分野における男女共同参画の推進)

第14条 区は、事業者に対し、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、情報の提供その他必要な支援に努めなければならない。

2 区は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画に関する広報及び調査についての協力を求めることができる。

3 区は、必要があると認めるときは、区と契約を希望する事業者に対し、男女共同参画の推進に関する報告を求め、適切な措置を講ずるように協力を求めることができる。

4 区は、起業を目指す女性に対して、その能力と発想を十分に活かすことができるように、情報の提供、経営に関する支援その他必要な支援に努めなければならない。

(家庭生活及び社会生活の両立)

第15条 区は、区民が自らの責任と選択により家庭生活及び社会生活の両立ができるように支援に努めなければならない。

2 家族を構成する区民は、性別にかかわらず、家庭生活及び社会生活の両立を図るため、互いに理解し、協力するように努めなければならない。

3 事業者は、従業員の家庭生活及び社会生活の両立に配慮するように努めなければならない。

(生涯にわたる健康への支援)

第16条 区は、生涯にわたる健康と女性の性及び妊娠、出産等に関する権利が十分に尊重されるように、男女の学習機会及び情報の提供その他必要な支援に努めなければならない。

(調査研究等)

第17条 区は、男女共同参画社会の形成に関し必要な調査研究、情報の収集及び整理に努めなければならない。

2 区は、区民、事業者及び区民団体の基本理念への理解を促進するために必要な普及及び広報活動に努めなければならない。

(拠点施設)

第18条 区は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、区民、区民団体等による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

第4章 足立区男女共同参画推進委員会

(推進委員会の設置)

第19条 男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、区長の附属機関として、足立区男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第20条 推進委員会は、行動計画の策定に関する重要事項について、区長の諮問に応じ、調査及び審議を行うものとする。

2 推進委員会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について調査し、審議し、及び区長に意見を述べることができる。

3 推進委員会は、第12条に規定する附属機関の委員の構成に関し、区長その他の執行機関に対し説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

第4章 資料編

4 推進委員会は、必要に応じて、関係機関、事業者その他委員以外の者に対し、推進委員会の会議への出席を求め、必要な資料を提出させ、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

(組織)

第21条 推進委員会は、区民、学識経験者及び関係団体のうちから区長が委嘱する委員15人以内をもって組織するものとする。

(任期)

第22条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の在任期間とし、再任は2期を限りとする。

第5章 苦情等の申出

(苦情の申出)

第23条 区民は、区が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、区長に対し苦情の申出をすることができる。

(苦情処理)

第24条 区長は、前条の申出に対し、男女共同参画社会の形成に資するように適切に対応し、処理するものとする。

2 区長は、前条の申出についての意見を求めるため、足立区男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

3 苦情処理委員は、前条の申出に対する意見を区長に述べるため、必要に応じて関係機関等に説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(相談の申出)

第25条 区民は、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合、区長に対し相談の申出をすることができる。

(相談への対応)

第26条 区長は、前条の申出に対し、関係機関等と連携し、適切な対応に努めなければならない。

第6章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第5章の規定は、規則で定める日から施行する。（平成15年10月規則第85号で、同15年11月1日から施行）

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区男女共同参画推進委員会	日額 7,000円
----------------	-----------

付 則（令和4年9月30日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（委員の任期に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される足立区男女共同参画推進委員会の委員の任期は、第22条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

2 男女共同参画社会基本法

公布 平成十一年六月二十三日法律第七十八号)
改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
最終改正 同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成するこ

とをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

第4章 資料編

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内

第4章 資料編

閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

公布 平成十三年法律第三十一号
施行 平成十三年十月十三日
最終改正 令和四年六月十七日法律第六十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又

は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立

第4章 資料編

ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭

弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所

第4章 資料編

がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

第4章 資料編

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相

談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

第4章 資料編

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二十五日法律第五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月十七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

公布	平成二十七年法律第六十四号
施行	平成二十七年八月二十八日
最終改正	令和四年六月十七日法律第六十八号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第4章 資料編

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進

するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を

第4章 資料編

達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

第4章 資料編

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係

第4章 資料編

る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第4章 資料編

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から

第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年三月三十一日法律第十二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日
- 二 略
- 三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」

第4章 資料編

に改める部分に限る。) 、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。) 並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。) 並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号) 第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と) を削る部分を除く。) 並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月十七日法律第六十八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第五百九条の規定 公布の日

5 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

公布 令和四年五月二十五日法律第五十二号

施行 令和六年四月一日

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第4章 資料編

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満

第4章 資料編

たす者に委託して行うものとする。

- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

- 第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。
- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
 - 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

- 第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。
- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
 - 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、

訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に

第4章 資料編

資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二條 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三條 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第

第4章 資料編

三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

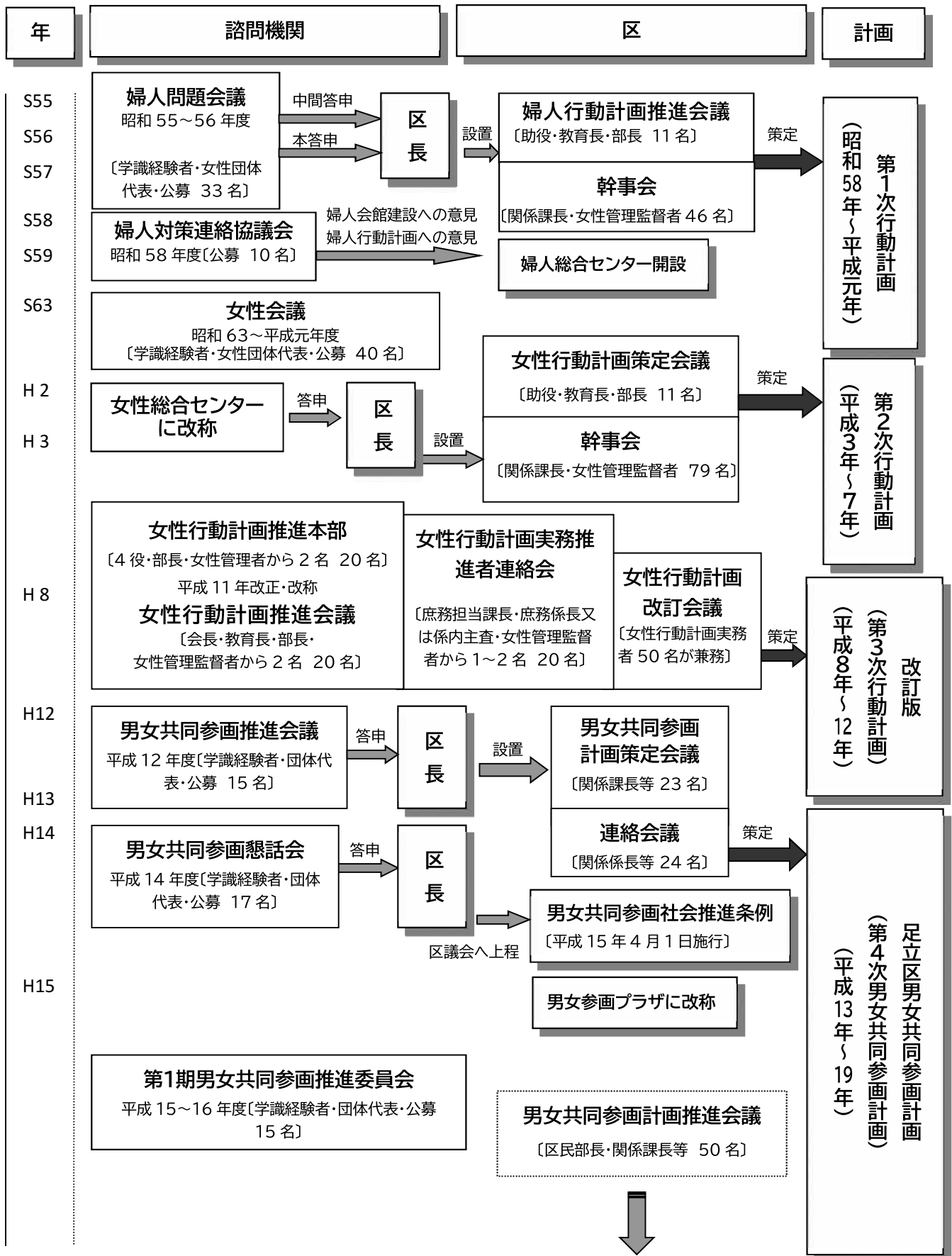
附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

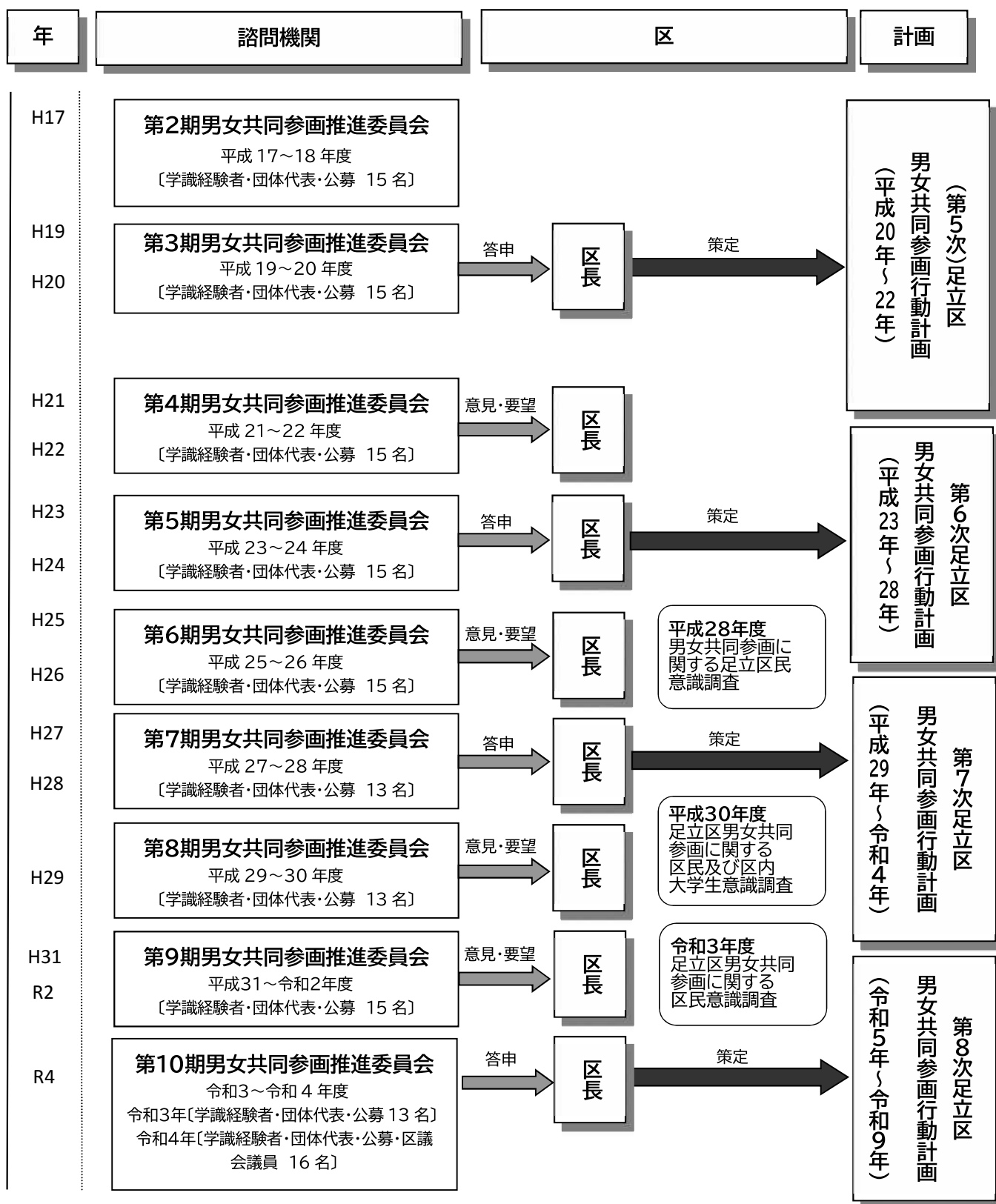
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

6 足立区男女共同参画計画推進の経緯





<用語説明>

- ・第1次行動計画とは、行動計画(婦人問題解決のための足立区行動計画)のことです。
- ・第2次行動計画とは、女性行動計画(ウィメンズマスタープランあだちⅡ)のことです。
- ・改訂版(第3次行動計画)とは、女性行動計画(ウィメンズマスタープランあだちⅡ改訂版)のことです。

7 参考～足立区の取り組みと東京都・国・世界の動き～

(1) 足立区の取り組み

- ・ 1983年（昭和58年）「婦人問題解決のための行動計画」策定
女性の地位向上と女性を取り巻く課題解決のために、様々な施策を展開してきました。
- ・ 1989年（昭和63年）「足立区婦人総合センター」（現男女参画プラザ）開設
男女共同参画の拠点の施設として、性別に関わりなく、男女共同参画の実現に向けた区民の自主的な活動に対して幅広い支援を行っています。
- ・ 1990年（平成2年）「足立区婦人総合センター」を「足立区女性総合センター」に改称
- ・ 2003年（平成15年）「足立区男女共同参画社会推進条例」制定
区長の付属機関である「男女共同参画推進委員会」（同条例19条20条）における行動計画策定の重要事項に関する審議・行動計画の進捗に対する提言等を通して、足立区の男女共同参画を推進しています。
「教育委員会 女性総合センター」から「地域振興部 男女共同参画推進課」へ管轄変更
- ・ 2011年（平成23年）「第6次男女共同参画行動計画」策定
計画に「足立区配偶者暴力対策基本計画」を盛り込みました。
- ・ 2018年（平成30年）「第7次男女共同参画行動計画」策定
計画に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める「市町村推進計画」を盛り込みました。
- ・ 2021年（令和3年）「足立区パートナーシップ・ファミリーシップ制度」開始
足立区男女共同参画社会推進条例の理念に基づき「区民一人ひとりの個性や多様な生き方を尊重し、多様な性を認め合うことのできる社会を醸成する」ため制度を開始しました。
- ・ 2021年（令和3年）「足立区男女共同参画に関する区民意識調査」の実施
- ・ 2023年（令和5年）「第8次男女共同参画行動計画」策定
男女共同参画推進委員会で審議のうえ「困難な問題を抱える女性への支援法」を盛り込みました。また、「あだち公的表現ガイド」をアンコンシャス・バイアスの解消に向けた啓発ツールとして作成しました。

(2) 東京都の動き

- ・ 2000年（平成12年）3月「東京都男女平等参画基本条例」制定
- ・ 2002年（平成14年）「男女平等参画のための東京都行動計画～チャンス&サポート東京プラン2002」策定
2007年（平成19年）、2012年（平成24年）の2度の改定
- ・ 2006年（平成18年）「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定
2009年（平成21年）第2次計画、2012年（平成24年）第3次計画策定
- ・ 2017年（平成29年）「東京都男女平等参画推進総合計画」策定
（「東京都女性活躍推進計画」「東京都配偶者暴力対策基本計画」の2つの計画で構成）
- ・ 2019年（平成31年）「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」施行
- ・ 2019年（令和元年）「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定
- ・ 2022年（令和4年）「東京都男女平等参画推進総合計画」改定
「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」「男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ」「配偶者暴力対策」の3つの柱で構成

(3) 国の動き

- ・ 1999年（平成11年）「男女共同参画社会基本法」公布・施行
- ・ 2000年（平成12年）「第1次男女共同参画基本計画」策定
- ・ 2000年（平成12年）「ストーカー行為等の規制等に関する法律」「児童虐待の防止等に関する法律」公布・施行
- ・ 2001年（平成13年）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」公布・施行 2004年（平成16年）、2007年（平成19年）に一部改正
- ・ 2003年（平成15年）「女性のチャレンジ支援策の推進」男女共同参画会議で決定
- ・ 2003年（平成15年）「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」公布
- ・ 2005年（平成17年）「第2次男女共同参画基本計画」策定
- ・ 2007年（平成19年）「改正男女雇用機会均等法」施行
- ・ 2010年（平成22年）「第3次男女共同参画基本計画」策定
- ・ 2014年（平成26年）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」
第3次改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に名称変更適用対象が、事実婚を含む配偶者や元配偶者からの暴力及び被害者から、同居する交際相手からの暴力およびその被害者に拡大されました。
2019年（令和元年）一部改正では児童虐待と関連性の高いDV被害者の適切な保護のため、相互に連携・協力すべき関係機関として、児童相談所が明文化されたほか、保護の適用対象に被害者の同伴家族が含まれました。
- ・ 2015年（平成27年）「第4次男女共同参画基本計画」策定

- ・ 2016年（平成28年）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」施行
- ・ 2017年（平成29年）「改正育児・介護休業法」施行
- ・ 2017年（平成29年）性犯罪に関する「刑法」改正
- ・ 2018年（平成30年）「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行
- ・ 2019年（令和元年）「改正育児・介護休業法施行規則及び改正指針」公布
これにより、2022年（令和3年）から、育児・介護を行う労働者が、子の看護休暇・介護等を時間単位で取得可能となりました。
- ・ 2019年（令和元年）「女性活躍推進法」一部改正
常時雇用する従業員が101人以上の事業主について、一般事業主行動計画の策定・届出及び情報公表の義務化の対象となりました（改正前は常時雇用する従業員が301人以上の事業主が対象）。
- ・ 2020年（令和2年）「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「労働施策総合推進法」改正により職場におけるハラスメント対策の強化
- ・ 2020年（令和2年）「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」閣議決定
- ・ 2022年（令和4年）「女性活躍推進法」省令改正

「第5次男女共同参画基本計画」で目指すべき社会

- 1 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- 4 あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

(4) 世界の動き

- ・ 2000年（平成12年）国連特別総会「女性2000年会議」開催
「北京宣言」と「行動綱領」の更なる実施に向けて各国政府、国際機関、NGO、市民などが行うべき行動とイニシアティブ（成果文書）が提言されました。
- ・ 2005年（平成17年）「第49回国連女性の地位委員会（北京+10）」
- ・ 2010年（平成22年）「第54回女性の地位委員会（北京+15）」
この中で「行動綱領」および「成果文書」の実施状況の検討が行われました。
- ・ 2011年（平成23年）「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が発足し、国連婦人開発基金をはじめとするジェンダー関係の国連4機関を統合する新たな複合型機関が設立されました。
- ・ 2014年（平成26年）「第58回国連婦人の地位委員会」開催
「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。
- ・ 2015年（平成27年）「第3回国連防災世界会議」（仙台）開催
東日本大震災の教訓を踏まえ、減災、防災、災害対応、復興のあらゆる局面において女性が意思決定過程に参画することや、防災・復興におけるジェンダーの視点の重要性を強調しました。
- ・ 2022年（令和4年）の日本のジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index : GGI）の順位は146か国中116位（2021年は156か国中120位）で、主要7か国（G7）中最下位でした。

8 足立区男女共同参画推進委員会

第10期足立区男女共同参画推進委員会名簿

任期：令和3～令和4年度

役職	氏名	所属団体等
委員長	石阪 督規	埼玉大学基盤教育研究センター 教授
副委員長	片野 和恵	足立区女性団体連合会
委員	徳永 裕文	弁護士
委員	石川 秋恵	マザーズハローワーク日暮里 (令和4年3月31日まで)
委員	小島 まゆみ	マザーズハローワーク日暮里 (令和4年6月13日から)
委員	内藤 忍	(独)労働政策研究・研修機構
委員	平井 有希子	東京都社会保険労務士会足立・荒川支部
委員	田中 裕子	人権擁護委員 (令和4年3月31日まで)
委員	橋本 優	人権擁護委員 (令和4年6月13日から)
委員	小川 節子	西新井法人会
委員	山下 友美	足立区立小学校PTA連合会
委員	田中 孝子	足立区立中学校PTA連合会
委員	亀田 彩子	公募委員
委員	佐藤 英二	公募委員
委員	田口 麻美	公募委員
委員	新井 ひでお	足立区議会議員 (令和4年11月8日から)
委員	長澤 こうすけ	足立区議会議員 (令和4年11月8日から)
委員	水野 あゆみ	足立区議会議員 (令和4年11月8日から)

令和4年度男女共同参画推進委員会 開催経過

会議	日 時	会 場	主な内容
第1回	令和4年6月13日(月) 午後2時から4時まで	足立区役所 庁議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 今年度の検討内容について (計画改定、表現ガイド作成)
第2回	令和4年9月29日(木) 午後2時から4時まで	エル・ソフィア 第1学習室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度実施事業「年次報告書」 作成について ・ 令和4年度上半期講座委託に関する 評価について ・ 第8次行動計画について
第3回	令和4年10月27日(木) 午後1時30分から 3時30分まで	エル・ソフィア 第1学習室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年次報告書について ・ 第8次行動計画について
第4回	令和4年11月21日(月) 午後2時から4時まで	エル・ソフィア 第1学習室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年次報告書について ・ 第8次行動計画について
第5回	令和4年12月22日(木) 午後2時から4時まで	エル・ソフィア 第1学習室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第8次行動計画について ・ 年次報告書について
第6回	令和5年1月26日(木) 午後2時から4時まで	エル・ソフィア 第2学習室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第8次行動計画について ・ あだち公的表現ガイドについて ・ 年次報告書について
-	令和5年2月13日(月) 午後3時30分から 4時まで	足立区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申
第7回	令和5年3月27日(月) 午後2時から4時まで	エル・ソフィア 第3・4学習室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度下半期講座委託に関する 評価について ・ 第8次行動計画およびあだち公的表現 ガイドについて

第8次足立区男女共同参画行動計画

～ジェンダー平等社会の実現を目指して～

令和5年4月発行

発行 足立区

編集 足立区 地域のちから推進部 多様性社会推進課

東京都足立区梅田7-33-1

電話03-3880-5222





足立区